

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 山村 幸穂				
年 月 日	2020年3月16日			
年会費名	総合社会福祉研究所2020年度会費			
相手方	総合社会福祉研究所			
年会費支払目的	社会保障、保健、医療、生活環境などの課題を関係団体、個人が共同して研究活動を行い、国民利益と要求を実現する運動に寄与する。研究成果と情報を得て、政務活動・質問に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 社会福祉に関連する分野の調査、研究及び資料の収集を行い、機関誌「福祉のひろば」を通じて、調査・研究の成果、または収集資料を公表する</p> <p>◆本会の活動頻度 社会福祉市民講座や社会福祉研究交流集会の開催、自主研究会への強力などをすすめる。月刊「福祉のひろば」等で成果を公表</p> <p>◆参加者の状況 市民講座、シンポジウム等に参加。「福祉のひろば」誌から資料・情報を得て、得た知識、情勢を議会質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2400円	2020年度会費 9400円 +振込手数料	/
	合計 ●2400円 (すべて政務活動)			
備考	添付資料：設立趣意書・規約、月刊「福祉のひろば」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

総合社会福祉研究所

設立趣意書

社会福祉は、今戦後最大の転機を迎えています。ことに国民の民主的な運動によって実現させてきた社会福祉諸制度の原則や権利性が根本的に覆されようとしています。

政府・財界が「戦後政治の総決算」路線の一環としてすすめている「社会福祉改革」は、これからの社会福祉を、公的な制度による国民の権利として保障するのではなく、「民間活力」によって提供されるサービスを買うシステムに再編しようとするものであり、社会福祉への公的責任の放棄にほかなりません。すでに多くの社会福祉現場では、さまざまな規制や労働諸条件の改悪によって、利用者の権利を守れない事態がうまれています。

こうした制度改悪は国民生活との矛盾をますます深めており、社会福祉の民主的な拡充をめざす運動を発展させ、いのちとくらしを支える実践を導く社会福祉理論の確立は急務の課題となっています。また、21世紀にむけての社会福祉の未来をきりひらく科学的な展望の追究が強く求められています。

私たちは、以上の情勢と課題にこたえる民主的な実践と運動の社会的力量を基盤に総合社会福祉研究所を設立いたします。とりわけ、社会福祉法人大阪福祉事業材団は、雑誌「福祉のひろば」の発行、社会福祉労働者のための「基礎講座」、市民とともに学ぶ「社会福祉市民講座」とはじめとする研究活動を展開してきています。そして、それらを飛躍的に発展させるには、ひろく社会福祉の拡充を願う人びとの共同の事業にすべき段階にあることを確認するにいたりました。

同時に、この研究所は、社会福祉や関連する諸分野の運動の組織的な中軸となってきた多くの労働組合や諸団体の要求と共同の努力によってうみだされ、その研究運動を前進させる拠点となるものです。したがって、社会福祉と社会保障、保健、医療、教育、住宅、生活環境関連分野に係わる労働組合や諸団体が、共通の課題に基づき、国民の利益と要求を実現していく運動の発展に寄与していくものであります。

この研究所の役割は、国民生活の実態と社会福祉の労働と運動に立脚した研究を通して社会福祉理論の発展に貢献していくことです。そのためには学者・文化人の方々の協力が不可欠です。また、多くの研究機関、研究運動団体と手を携え、協力、共同して研究活動をすすめる必要があります。そして、何よりも社会福祉に関心をもつすべての人びとの参加・協力によってこそ、この研究所の役割が発揮されるのです。

以上、私たちは、広範な労働者、国民が主人公となり、多面的な研究活動を旺盛に展開しうる新しい拠点として、ここに総合社会福祉研究所を設立するものであります。

(1988年5月8日採択)

規 約

第1章 総 則

第1条(名称)この研究所は、総合社会福祉研究所という。

第2条(事務所)この研究所の事務所は、大阪市天王寺区悲田院町8番12号におく。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)この研究所は、すべての人びとのいのちとくらしをささえる諸権利・制度の発展に寄与するため、主として社会福祉及び関連分野の総合的な調査、研究を行い、その成果を広く普及することを目的とする。

第4条(事業)この研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 社会福祉に関連する分野の調査、研究及び資料の収集。
2. 研究の成果を広く普及するための教育・学習活動。
3. 自主的研究会活動のための援助と協力。
4. 研究所報、研究紀要、その他刊行物の発行。
5. その他、目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

第5条(会員)この研究所の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 この研究所に目的に賛同して入会した個人または団体。
2. 賛助会員 この研究所の事業を援助する個人または団体。

第6条(入会)会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を理事長に提出しなければならない。

第7条(会費)会員は、総会において別に定める会費規程により、会費を納入しなければならない。

2. 会員は、会費を1年を越えて滞納した場合、会員の資格を失うことがあるものとする。

第8条(退会)会員は、いつでも理事長に通告し、退会することができる。

第4章 役 員

第9条(役員)この研究所に次の役員をおく。

1. 理事 20名以上 30名以内(うち理事長1名、副理事長若干名とし、必要な場合は常務理事1名および常任理事若干名をおくことができる。)

2. 監事2名

第10条(役員)の選出)理事および監事は、正会員のうちから総会において選出する。理事長、副理事長、常務理事、常任理事は、理事会において互選する。

第11条(任期及び補充)役員は任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

第12条(理事長)理事長は、この研究所を代表し、所務を統括する。

第13条(副理事長)副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたとき、その職務を代行する。

第14条(常務理事)常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、所務を処理する。

第15条(常任理事)常任理事は、理事長、副理事長、常務理事とともに常任理事会を構成し、所務の執行を推進する。

第16条(理事)理事は、所務の執行を決定する。

第17条(監事)監事は、この研究所の会計を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。

第5章 会 議

第18条(会議)この研究所の会議は、総会、理事会、常任理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第19条(構成)総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は理事をもって構成する。

3. 常任理事会は、理事長、副理事長、常務理事、常任理事をもって構成する。ただし、これらの常任理事会構成メンバーは、理事総数の3分の1を超えてはならない。

第20条(機能)総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。①事業計画及び収支予算②事業報告及び収支決算③その他、この研究所の運営に関する重要事項

2. 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。①総会の議決した事項の執行に関すること②総会に付議すべき事項③その他、総会の議決を要しない所務の執行に関する事項

3. 常任理事会は、理事会の付託を受けた事項を議決するとともに、研究所の事業の企画・推進にあたる。

第21条(招集)通常総会は会期(2年間)ごとの開催とし、理事長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、または正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、理事長が招集する。

3. 理事会は、理事長が随時招集する。

4. 常任理事会は、理事長が随時招集する。

第22条(定足数)会議は構成員の過半数の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した者は会議に出席したものとみなすことができる。

第23条(議決)議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは議長が決するところとする。

第6章 会計

第24条(経費)この研究所の経費は、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第25条(予算及び決算)この研究所の予算は、理事会の議を経て、総会の承認を得てこれを決定する。

第26条(会計年度)この研究所の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。ただし、2006年度については、4月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。

第7章 事務局及び委員会等

第27条(事務局)この研究所の所務を処理するために事務局をおく。

2. 事務局には、事務局長及び職員をおく。

3. 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て理事長が行う。

4. 前項に定めるもののほか、事務局に関する事項は理事長が別に定める。

第28条(専門委員会及び研究部会)この研究所の所務を執行するために、理事会の議を経て専門委員会及び研究部会をおくことができる。

第8章 名誉理事

第29条(名誉理事)研究所に名誉理事をおくことができる。

1. 名誉理事の任命は、理事会の同意を得て理事長が行う。

2. 任命の報告を総会にて行うものとする。

第9章 規約の変更及び解散

第30条(規約の変更)この規約は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得て変更することができる。

第31条(解散)この研究所は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

附則

1. この研究所の設立当初の役員は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は1990年3月31日までとする。

2. この研究所の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3. この研究所の設立当初の会計年度は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の日から1989年3月31日までとする。

4. この規約は、1988年5月8日より施行する。

(2)この規約は、1990年6月3日に一部改正した。

(3)この規約は、2002年9月28日に改正し、即日施行する。

(4)この規約は、2006年6月17日に一部改正した。

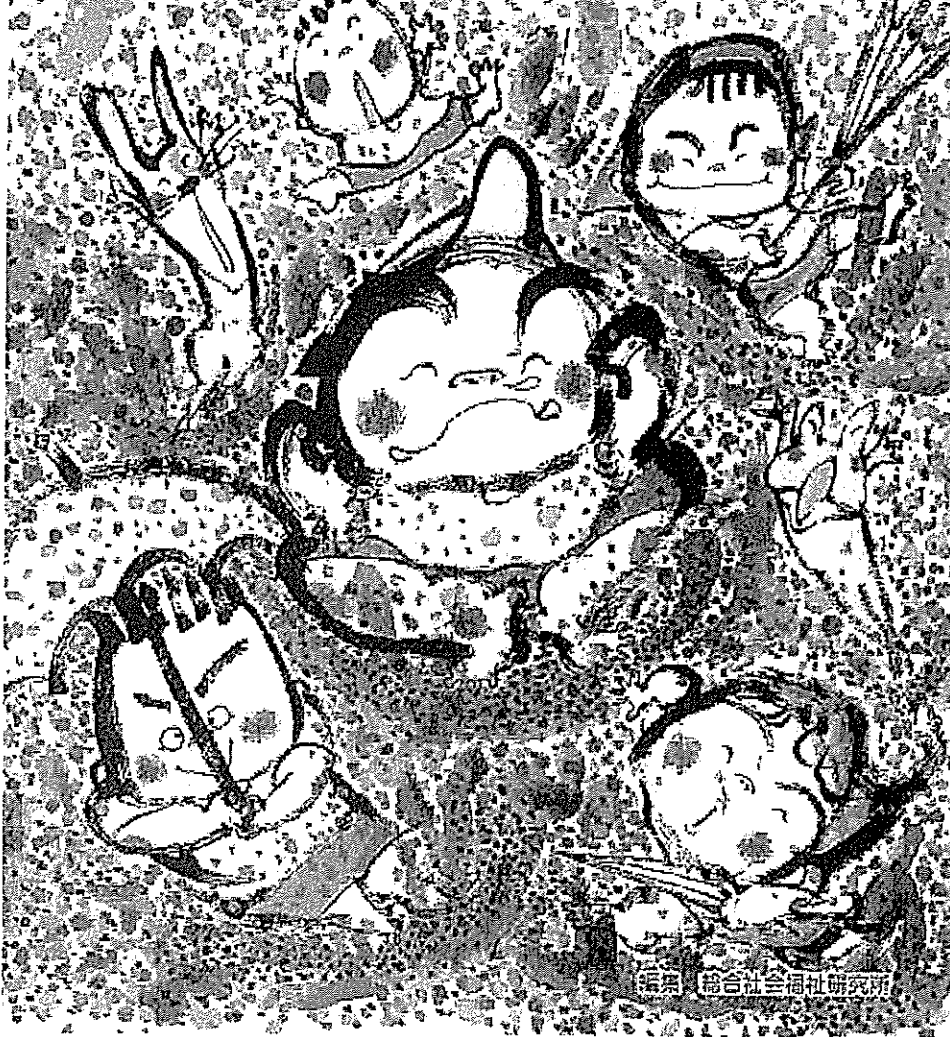
(5)この規約は、2008年8月30日に一部改正した。

(6)この規約は、2011年8月27日に一部改正した。

福祉のひろば 6

2020

緊急 新型コロナウイルス
特集 暮らしを支える福祉・医療現場への影響



編集 総合社会福祉研究所

政務活動記録簿 (年会費負担)				
			会派・議員名 山村 幸穂	
年 月 日	2020年5月27日			
年会費名	建設政策研究所2020年度会費			
相手方	特定非営利法人 建設政策研究所			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 災害に強い国土、県土づくりや快適な社会資本の整備など建設政策の全般にわたる研究とその報告を、講演会、機関誌の発行等で広げている</p> <p>◆本会の活動頻度 総会、講演会など研究会合などを適時、開催。月1回の機関誌を発行</p> <p>◆参加者の状況 建築士や防災士など専門家や建築に携わる労働者、地方議員など</p> <p>機関誌に発表される論文により得た知識、情勢を議会質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2800 円	11000 円 + 振替手数料 203 円 = 11203 ÷ 4 (4人で分担) = 2800 円	20
合計 2800 円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料：建設政策研究所定款、「建設政策」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

建設 政策

—特集—

町場の仕事を考える

5 2020
No.191

- ◇ 小特集 ベトナム建設事情 技能実習生の母国を訪ねて
- ◇ 建設政策研究所2020年度第1回研究委員会 (2020.3.27) 講演から(抄録) 國學院大學労供研究会事務局長 本田一成氏(國學院大學教授) 建設産業における労働者供給事業の現状と課題



特定非営利活動法人 建設政策研究所

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人建設政策研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

- 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を北海道札幌市中央区南8条西16丁目2番20号コーポ前川1F北海道建設厚生協会内、及び大阪府大阪市中央区釣鐘町1丁目1-1AKレジデンス501号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、災害・環境破壊を起こさない国土づくり、快適な国民生活に必要な社会資本の建設、建設産業界の民主化、建設労働者の労働条件の改善及び中小建設業者の経営の安定及び社会的地位の向上などに関する調査・研究を推し進め、国民と労働者・中小業者の生活に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、建設産業関係の団体・個人及び学者・研究者・専門家と連携し、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 調査・研究・政策提言活動
- (2) 資料・情報収集活動
- (3) 情報・資料バンク
- (4) 出版・宣伝活動

- (5) 講演・講師活動
- (6) 研究集会・シンポジウム
- (7) その他、目的達成に必要な活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 団体会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する団体

(2) 個人会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する個人

(3) 賛助会員

この法人の目的・活動に賛同する団体・個人

(入会)

第7条 会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

- 2 入会を希望する者は、理事会の認証を得て会員となることができる。
但し、正当な理由のない限り入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、附則で別に定める会費（会計年度途中入会会員を含む）を一口以上納入する。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、また会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
- (4) 定款に違反したとき

- 2 前項第3号、第4号については理事会の議決により決定する

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事会に提出して、任意に退会できる。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納められた年会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を若干名、専務理事を1名置くことができる。
- 3 役員は、無報酬とする。ただし常勤役員は、理事会において選出し、規程を定めて報酬を支給することができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会で団体会員及び個人会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会で互選する。
- 3 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充する。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を掌握する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは代行する。
- 3 専務理事は理事会の決定に基づき、事務局を総括し日常業務を処理する。
- 4 理事は理事長の下で、総会の決定を執行する立場から審議・実践する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局及び職員)

第 17 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に必要な事項は理事会の議を経て理事長が定める。

第 5 章 総会

(構成)

第 18 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 19 条 総会は、以下の事項について議決する。

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 決算報告 | (8) 委員会の新規設置 |
| (2) 事業報告 | (9) 会費の金額 |
| (3) 監査報告 | (10) 定款の変更 |
| (4) 中期計画及びその変更 | (11) 解散 |
| (5) 事業計画及びその変更 | (12) 合併 |
| (6) 予算計画及びその変更 | (13) その他運営に関する重要事項 |
| (7) 役員の選出及び解任 | |

(開催)

第 20 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 20 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の既定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 21 条 総会は、第 20 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 20 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の既定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面ま

たは電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

- 第22条 総会は、会員総数の40分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 2 会員総数は団体会員、賛助会員、個人会員各々1団体1名と数える。

(議決)

- 第23条 総会における議決事項は、第21条第3項の既定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に既定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第24条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の既定により表決した会員は、第22条(定足数)、第23条第2項(議決)、第25条第2号(議事録)及び第37条(定款の変更)の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の内容及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人3人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会等

(理事会の構成)

- 第26条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 27 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - 2 理事会の運営に関する事項は別に定めることができる。

(運営会議)

第 28 条 理事会の決定を実践するため、運営会議を設置する。

- 2 運営会議は、理事長、副理事長、専務理事、各委員会委員長及び事務局理事で構成し、必要に応じて他の役員を加えることができる。
- 3 運営会議は本条第 1 項の業務に加え、各委員会の連絡・調整を図る。

(委員会)

第 29 条 この法人の業務及び活動を推進するため、理事会の承認を得て委員会を設置することができる。

- 2 新たに設置する委員会は、総会の承認を得ること。
- 3 各委員会の委員長は委員の互選とする。
- 4 各委員会の性格及び業務は次の通りとする。
 - (1) 編集・出版委員会は、定期的な機関誌・紙類、研究成果の取りまとめとその出版、その他の出版物の編集、などを行う。
 - (2) 研究委員会は、情勢分析や政策課題などの研究、および会員等からの委託による研究テーマの設定、研究会（プロジェクトチーム）の編成及びテーマの分担、研究方法及び発表方法の検討などの研究マネジメントを行う。

(研究会)

第 30 条 必要に応じて、第 29 条第 4 項第 2 号の規定に基づき、研究課題ごとに研究会（プロジェクトチーム）を置くことができる。

(専門家等の委嘱)

第 31 条 研究会の運営に必要な専門家等は、理事長が委嘱して研究会の会員に加えることができる。

- 2 研究会に関する事項は別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 32 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (4) 研究及び事業に伴う収入

(3) 寄付金品

(5) その他の収入

(予算)

第 33 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経るものとする。

- 2 前項の既定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

(予備費の設定及び使用)

第 34 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 11 月 1 日に始まり、翌年の 10 月末日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 37 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 38 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が解散(合併及び破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第42条 この定款に疑義が生じた場合は理事会の解釈に随う。ただし、総会の事後承認を得ることとする。

2 この定款が既定する以外の事項は理事会が決し、総会の事後承認を得ることとする。

附則

(附則)

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	永山	利和	理事	椎名	恒
副理事長	荒井	春男	同	関口	偵雄
同	江澤	和治	同	田中	政広
同	大塚	紀章	同	谷野	洋
同	坂庭	國晴	同	塚原	信介
同	清水	謙一	同	筒井	等
専務理事	辻村	定次	同	福嶋	実
理事	荒川	隆男	同	古澤	一雄

同	今井	拓	同	丸山	信二
同	後藤	英輝	同	三楠	正廣
理事	山田	規世			
監事	深見	勝治	同	藤好	重泰

3. この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の既定にかかわらず、成立の日から 2005 年 12 月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 34 条第 1 項の既定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 37 条の既定にかかわらず、成立の日から 2005 年 10 月末日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。
 - (1) 団体会員 1 口 1 万円
 - (2) 個人会員 1 口 5 千円
 - (3) 賛助会員 1 口 5 万円
7. この法人の設立により、任意団体建設政策研究所の事業、会員及び財産は、この法人が継承する。
8. 任意団体建設政策研究所の事務局職員及び給与の既定は、この法人が継承し、その勤務年数は通算する。
9. 2009 年 7 月 2 日一部変更

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 山村 幸穂

年 月 日	2020年6月18日他			
年会費名	奈良県統計協会特別会員 (団体) 2020年度会費			
相手方	奈良県統計協会			
年会費支払目的	統計協会のおこなう調査資料、統計資料を議会質問等に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 (目的) は会則第3条のとおり (事業) は同第4条のとおり (会費) は同第23条のとおり</p> <p>◆本会の活動頻度 ・「奈良県統計年鑑」(年1回)、「100の指標からみた奈良県勢」、「奈良県産業連関表」「奈良県民経済計算報告書」の活用 ・機関誌「統計レポート」(月1回)に紹介される統計諸指標の活用</p> <p>◆参加者の状況 上記のとおり、統計資料、定期刊行物の活用</p> <p>資料、情報を収集し、議会の質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究	5000円	20000円×1/4=5000円	29
		合計 5000円 (100%充当)		
備考	特別(団体)会員会費であることから会派を構成する4人で分担 添付資料: 奈良県統計協会会則(部分コピー)、定期刊行物の表紙(コピー)			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良県統計協会会則

昭和 2年	2月12日	総会議決
昭和23年	8月 5日	改 正
昭和24年	3月 5日	一部改正
昭和28年	2月 7日	全面改正
昭和29年	2月26日	一部改正
昭和30年	8月25日	一部改正
昭和31年	2月26日	一部改正
昭和34年	10月 1日	一部改正
昭和39年	4月24日	一部改正
昭和45年	5月22日	一部改正
昭和50年	5月13日	一部改正
昭和51年	5月27日	一部改正
平成 4年	3月25日	一部改正
平成 8年	3月19日	一部改正
平成 8年	4月 1日	一部改正
平成 9年	3月19日	全部改正
平成17年	4月 1日	一部改正
平成18年	3月17日	一部改正
平成30年	6月 1日	一部改正

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は、奈良県統計協会という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、奈良県統計主管課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この会は、統計知識及び技術の向上を図り、もって、統計の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 統計に関する調査研究、講習会、講演会、大会等の実施
- (2) 統計機関誌及び統計に関する図書等の発行
- (3) 各種統計関係団体等の育成及び指導
- (4) 統計に関する図表等の募集及び展示会の開催
- (5) 統計功労者の表彰
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第3章 会員

(会 員)

第5条 この会は、奈良県及び県内市町村（正会員）並びにこの会の趣旨に賛同するもの（特別会員）をもって組織する。

2 特別会員に関し必要な事項は別に定める。

第4章 役員

(役 員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 理事長 1 名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2 名

(役員を選任)

第7条 会長は、奈良県総務部を担任する奈良県副知事をもって充てる。

2 副会長は、奈良県統計主管部（室）長、奈良県市長会長及び奈良県町村会長をもって充てる。

3 理事長は、奈良県統計主管課長をもって充てる。

4 理事は、各市統計協会会長及び郡支部長をもって充てる。ただし、市にあっては統計主管課長をもって充てることができる。

5 監事は、理事の互選によって決める。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事長は、常時会務を掌握し、会長及び副会長を補佐するとともに、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 理事は、理事会でその権限に属する事項の審議に当る。

5 監事は、この会の会計を監査する。

6 会長は、その権限に属する事務のうち、別に定める事項を理事長に専決させることができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、会長、副会長、理事長及び理事にあっては、その者の在職期間とし、監事にあっては1年とする。

2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 事務局

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するため、事務局を置き、職員を配置する。

2 事務局の職員は、奈良県統計主管課の職員を充てる。

3 職員は、理事長の指揮を受けて、この会の事務を処理する。

第6章 会議

(会議の種類)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会)

第12条 総会は、役員及び正会員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。ただし会長が認めるときは、理事会の開催をもってこれに代えることができる。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会で開催を決議したとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から開催の請求があったとき。
 - (3) 会長が特に必要と認めたとき。

(総会の附議事項)

第13条 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 会務報告
- (2) 第12条第2項によって総会の附議を必要とされた事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事で構成する。

- 2 理事会は、次の場合に随時開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の3分の1以上から開催の要求があったとき。
 - (3) この会則に定めるもののほか本会の運営に関する重要な事項

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃及び諸規程の制定または改廃
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 会費及び負担金に関する事項
- (5) 基金及び財産の管理に関する事項
- (6) 総会に附議する事項
- (7) その他会長が必要と認める事項

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集する。

(会議の通知)

第17条 会長は、会議の開催7日前までに、当該会議の附議事項、日時、場所を示した書面をもって、当該会議の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認めた場合はこの限りではない。

(会議の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数及び表決)

第19条 会議は、定数の2分の1以上の出席で成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 次の議事については、定数の3分の2以上をもって決する。

- (1) この会の解散
- (2) 財産の処分
- (3) 会則の改廃

(書面表決等)

第20条 会議に出席できない当該会議の構成員は、あらかじめ通知された当該会議の議決事項について、会議当日までに書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の適用については、その構成員は当該会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会議の議事については、会議の議決事項、議事その他必要な事項を記録した議事録を作成しなければならない。

第7章 支部

(支部等の構成)

第22条 この会に、別表1のとおり支部を置く。

2 支部に関して必要な事項は別に定める。

第8章 会計

(会計)

第23条 この会の経費は、会費、負担金、事業収入、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 この会の会員は、別に定めるところにより、会費若しくは負担金を納入しなければならない。

(特別会計)

第24条 この会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(基金)

第25条 この会の収支決算に剰余金が生じた時は、その一部または全部を基金として積み立てることができる。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、事業年度の開始までに、総会又は理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第27条 この会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経た後、総会又は理事会の承認を受けなければ

ばならない。

(剰余金及び残余財産)

第28条 この会は、剰余金の分配を行うことができない。

2 この会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、地方公共団体に譲渡するものとする。

(会計年度)

第29条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 補則

(委任)

第30条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この会則は、昭和28年2月7日から施行する。

附 則(第8条・第9条・第10条、昭和31年5月29日一部改正)

この会則は、昭和31年5月29日から施行する。

附 則(第5条・第8条、昭和34年10月1日一部改正)

この会則は、昭和34年10月1日から施行する。

附 則(第4条、昭和39年4月24日一部改正)

この会則は、昭和39年4月24日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則(第1条・第8条、昭和45年5月22日一部改正)

この会則は、昭和45年5月22日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則(第9条、平成4年3月25日一部改正)

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(第1条・第8条、平成8年3月19日一部改正)

この会則は、平成8年3月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則(第8条、平成8年4月1日一部改正)

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月19日全部改正)

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日一部改正)

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月17日一部改正)

この会則は、平成18年3月17日から施行し、平成17年9月25日及び平成18年1月1日から適用する。

附 則(平成30年6月1日一部改正)

この会則は、平成30年6月1日から施行する。

(別表1)

奈良県統計協会支部一覧表

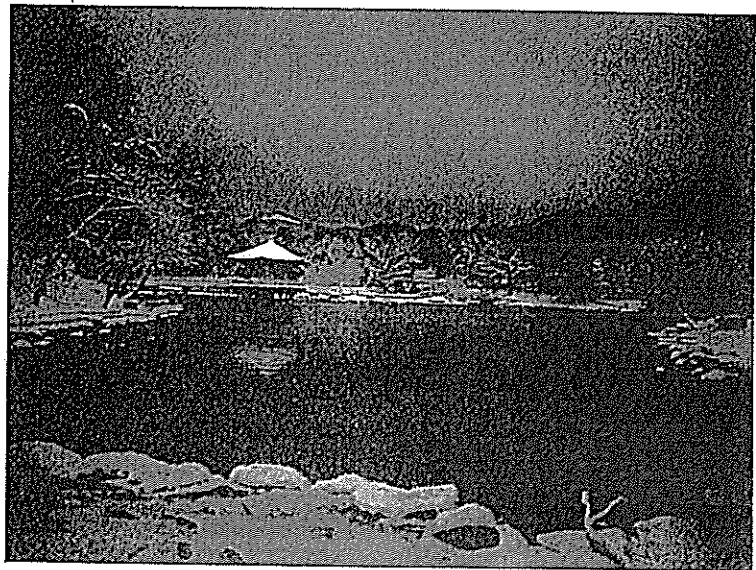
支 部	構 成 市 町 村
都市支部 奈良県都市統計協議会	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市
山辺 支部	山添村
生駒 支部	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町
磯城 支部	川西町 三宅町 田原本町
宇陀 支部	曾爾村 御杖村
高市 支部	高取町 明日香村
葛城 支部	上牧町 王寺町 広陵町 河合町
吉野 支部	吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村

統計レポート

2020年1月号
No.333

特集

- (1) 平成28年度奈良県県民計算経済の概要
- 建設業、製造業等の持ち直しにより、実質で+2.3%と3年ぶりのプラス成長 -
- (2) 家計消費の動向
- 平成30年家計調査(奈良市)の結果から -
- (3) 平成30年工業統計調査結果確報【奈良県結果】
- (4) 在学者・卒業者数及び卒業後の状況
- 文部科学省：令和元年度学校基本調査の結果(速報)から -
- (5) 奈良県の賃金・労働時間・雇用の動き
- 平成30年毎月勤労統計調査地方調査結果から -



奈良県統計協会

政務活動記録簿 (年会費負担)				
				会派・議員名 山村 幸穂
年 月 日	2020年7月29日			
年会費名	奈良自治体問題研究所2020年度会費			
相手方	奈良自治体問題研究所			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	県や市町村の施策や調査報告、研究者や団体の研究・調査報告を収集し、解明、自治体への提言をもつばら行う研究所であり、同会の資料、報告、提言、発行物はすべて政務活動に活用			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆本会の活動内容 別紙、規約の「総則」のとおり、「自治体問題、地域問題に関する調査・研究および学習」をすすめる ◆本会の活動頻度 課題別学習会、講座、シンポジウムの定期的開催 研究所機関誌「奈良の住民と自治」の発行（月1回刊） ◆参加者の状況 定期的に開催される講座、シンポジウムなどに参加 「奈良の住民と自治」の購読と資料の活用 <p style="text-align: center;">情報を収集し、議会の質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2020年度会費	3600円	奈良自治体問題研究所年会費	48
	合計 3600円 (100%充当)			
備考	添付資料：機関誌「奈良の住民と自治」表紙、規約（コピー）			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

ならの住民と自治

NO.328 2020・7・15

発行：奈良自治体問題研究所 〒639-1160 大和郡山市北郡山町246 大和ビル3F
奈良自治体労働組合総連合内 ☎ 0743-55-3060

《連絡先》：事務局 城 ☎ 携帯 090-5881-5126

《郵便振替口座》：00920-0-91468 奈良自治体問題研究所

《ホームページ》：<http://naraitikensub.jp>

第62回自治体学校 Zoom分科会・講座等

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本年7月に予定していました「第62回自治体学校 in 広島」の代替措置として、8月に「第62回自治体学校 Zoom分科会・講座等」が実施されます。

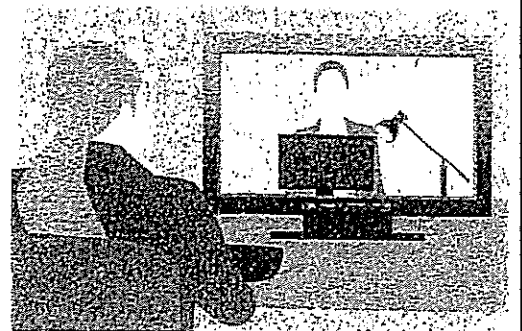
全体会（宮本憲一氏の記念講演、岡田知弘理事長の特別報告）はDVD視聴となり、分科会・講座についてはZoomミーティングとなります。既に申し込みが始まっていますので、参加を希望される方は、自治体問題研究所（全国研）のホームページからお早めに申し込みください。

奈良自治研は集団受講します

奈良自治研は、Zoomを利用されない方等のために、奈良自治労連事務所をお借りして集団受講をすることにしました。

次ページのとおり12の分科会・講座がありますが、集団受講する分科会・講座は、○太字で書かれている7分科会・講座です。

全体会の記念講演、特別報告を受けて分科会・講座が構成されていますので、集団受講を希望される方も事前に記念講演、特別報告を聞かれる方がいいです。自治体問題研究所（全国研）のホームページから、全体会DVD+分科会テキスト（会員2000円）をお早めにお求めください。



受講日は、8月1日（土）午前・午後、2日（日）午前・午後、8日（土）午前・午後、9日（日）午後
集団受講は、有料、1回500円です。

奈良自治労連事務所は広くはないため、三密を避けるため人数制限をする予定です。

受講は先着順、会員優先です。

7月27日～30日の間に、城（090-5881-5126）までお申し込みください。

全体会DVD+分科会テキスト（会員2000円）は事前にお求めください。

マスク着用、飲み物等持参、ゴミ持ち帰り厳守

* 奈良自治労連事務所には、来客用駐車場はありません。公共交通機関か、城ホール駐車場又は三の丸駐車場（有料）など周辺駐車場をご利用ください。

住所は、大和郡山市北郡山町246 大和ビル305（大和郡山市役所から北へ数十メートル、3階への階段は入口正面ではなく、建物中央の階段でない）と事務所に着きません。Tel 0743-55-3060

自治体学校に参加しましょう

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い一堂に会した形での開催とはなりませんでした。逆に、安価で多くの分科会・講座に参加できることになりました。一流の講師の講演をたくさん聞けるチャンスですので、ぜひご参加ください。事前に自治体問題研究所のホームページをご覧ください。

奈良自治体問題研究所規約

第一章 総則

第1条 この研究所は、奈良自治体問題研究所（以下「研究所」という）といい、事務所を大和郡山市内におく

第2条 この研究所は、自治体問題、地域問題に関する調査・研究および、学習活動を行い、地方自治の民主的な発展に寄与することを目的とする

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1) 自治体、地域に関する調査・研究・啓発および資料の収集
- (2) 社会福祉、医療、教育、文化、地域・まちづくり計画、環境、地域経済、地域産業、行政の民主化、地方財政等、住民生活に関わる諸問題について
- (3) 講座、講演会、研究会等の開催および講師の斡旋
- (4) 研究所報『ならの住民と自治』の発行
- (5) 『住民と自治』誌の学習と普及
- (6) 目的を同じくする各種機関、団体との協力および当該事業への参加
- (7) その他前条の目的を達成するための事業

第二章 会員

第4条 会員は次のとおりとする

- (1) 正会員 目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 目的に賛同し、これを援助する個人または団体

第5条 会費は次のとおりとする

- (1) 正会員、個人会費は月300円（『住民と自治』誌併読は800円）
団体会員は月101,000円
- (2) 賛助会員 個人、団体、年額105,000円

第6条 入会の承認は理事会において行う

第三章 役員等

第7条 研究所に、次の役員をおく

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 副理事長 | 若干名 |
| (3) 常任理事（内1名は事務局長） | 若干名 |
| (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |

第8条 役員は総会で選出する

- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない

第9条 この研究所に顧問をおくことができる

- 2 顧問は理事会において推薦し、総会において承認する
- 3 顧問は随時理事会に出席して意見を述べることもできる

第10条 この研究所に研究員をおくことができる

- 2 研究員は、理事会において選任し総会に報告する
- 3 研究員は、随時理事会に出席して意見を述べることができる
- 4 研究員は、その専門性を生かして研究成果を、研究所ニュースや諸事業で発表する
- 5 研究員には、必要な費用を支払うことができる

第四章 事務局

第11条 研究所の日常の事業・活動を円滑に行うため、事務局をおく

- 2 事務局員は、会員の中から事務局長が推薦し、理事会において承認する

第五章 会議

第12条 総会は最高の決定機関で、正会員で構成する

- 2 総会は次の事項を議決する

- (1) 年間の事業（活動）計画
- (2) 予算および決算
- (3) 役員を選出および承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他、必要と認める事項

- 3 総会は会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状を持って出席とみなすことができる

- 4 議事は、出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数の場合は議長が決定する

- 5 30名以上の会員の請求があった時は、臨時総会を開催しなければならない

第13条 理事会は役員（監事をのぞく）で構成し、総会の方針に基づき事業の執行を決定する

- 2 理事会は、理事長が招集する

第六章 会計

第14条 会計は会費およびその他の収入をもって充てる

第15条 監事は会計を監査し、総会において監査結果を報告する

第16条 会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする

第七章 規約改正および運用

第17条 この規約は議決権を有する総会出席者の3分の2以上の議決を経て改正することができる

第18条 この規約の施行上必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定めることができる

付則

この規約は、2018年1月27日より施行する

2000年 1月29日 制定

2001年 1月27日 一部改正

2006年 1月28日 一部改正

2011年 1月15日 一部改正

2018年 1月27日 一部改正

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 山村 幸穂

年 月 日	2021年3月11日			
年会費名	総合社会福祉研究所2020年度会費			
相手方	総合社会福祉研究所			
年会費支払目的	社会保障、保健、医療、生活環境などの課題を関係団体、個人が共同して研究活動を行い、国民利益と要求を実現する運動に寄与する。研究成果と情報を得て、政務活動・質問に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 社会福祉に関連する分野の調査、研究及び資料の収集を行い、機関誌「福祉のひろば」を通じて、調査・研究の成果、または収集資料を公表する</p> <p>◆本会の活動頻度 社会福祉市民講座や社会福祉研究交流集会の開催、自主研究会への強力などをすすめる。月刊「福祉のひろば」等で成果を公表</p> <p>◆参加者の状況 市民講座、シンポジウム等に参加。「福祉のひろば」誌から資料・情報を得て、得た知識、情勢を議会質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	7202円	(2020年度会費9400円+振込手数料)7月~3月分	140
	合計 7202円 (すべて政務活動)			
備考	添付資料：設立趣意書・規約、月刊「福祉のひろば」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

総合社会福祉研究所

設立趣意書

社会福祉は、今戦後最大の転機を迎えています。ことに国民の民主的な運動によって実現させてきた社会福祉諸制度の原則や権利性が根本的に覆されようとしています。

政府・財界が「戦後政治の総決算」路線の一環としてすすめている「社会福祉改革」は、これからの社会福祉を、公的な制度による国民の権利として保障するのではなく、「民間活力」によって提供されるサービスを買うシステムに再編しようとするものであり、社会福祉への公的責任の放棄にほかなりません。すでに多くの社会福祉現場では、さまざまな規制や労働諸条件の改悪によって、利用者の権利を守れない事態がうまれています。

こうした制度改悪は国民生活との矛盾をますます深めており、社会福祉の民主的な拡充をめざす運動を進展させ、いのちとくらしを支える実践を導く社会福祉理論の確立は急務の課題となっています。また、21世紀にむけての社会福祉の未来をきりひらく科学的な展望の追究が強く求められています。

私たちは、以上の情勢と課題にこたえる民主的な実践と運動の社会的力量を基盤に総合社会福祉研究所を設立いたします。とりわけ、社会福祉法人大阪福祉事業材団は、雑誌「福祉のひろば」の発行、社会福祉労働者のための「基礎講座」、市民とともに学ぶ「社会福祉市民講座」とはじめとする研究活動を展開してきています。そして、それらを飛躍的に発展させるには、ひろく社会福祉の拡充を願う人びとの共同の事業にすべき段階にあることを確認するにいたりしました。

同時に、この研究所は、社会福祉や関連する諸分野の運動の組織的な中軸となってきた多くの労働組合や諸団体の要求と共同の努力によってうみだされ、その研究運動を前進させる拠点となるものです。したがって、社会福祉と社会保障、保健、医療、教育、住宅、生活環境関連分野に係わる労働組合や諸団体が、共通の課題に基づき、国民の利益と要求を実現していく運動の発展に寄与していくものであります。

この研究所の役割は、国民生活の実態と社会福祉の労働と運動に立脚した研究を通して社会福祉理論の発展に貢献していくことです。そのためには学者・文化人の方々の協力が不可欠です。また、多くの研究機関、研究運動団体と手を携え、協力、共同して研究活動をすすめる必要があります。そして、何よりも社会福祉に関心をもつすべての人びとの参加・協力によってこそ、この研究所の役割が発揮されるのです。

以上、私たちは、広範な労働者、国民が主人公となり、多面的な研究活動を旺盛に展開しうる新しい拠点として、ここに総合社会福祉研究所を設立するものであります。
(1988年5月8日採択)

規 約

第1章 総 則

第1条(名称)この研究所は、総合社会福祉研究所という。

第2条(事務所)この研究所の事務所は、大阪市天王寺区悲田院町8番12号におく。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)この研究所は、すべての人びとのいのちとくらしをささえる諸権利・制度の発展に寄与するため、主として社会福祉及び関連分野の総合的な調査、研究を行い、その成果を広く普及することを目的とする。

第4条(事業)この研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 社会福祉に関連する分野の調査、研究及び資料の収集。
2. 研究の成果を広く普及するための教育・学習活動。
3. 自主的研究会活動のための援助と協力。
4. 研究所報、研究紀要、その他刊行物の発行。
5. その他、目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

第5条(会員)この研究所の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 この研究所に目的に賛同して入会した個人または団体。
2. 賛助会員 この研究所の事業を援助する個人または団体。

第6条(入会)会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を理事長に提出しなければならない。

第7条(会費)会員は、総会において別に定める会費規程により、会費を納入しなければならない。

2. 会員は、会費を1年を越えて滞納した場合、会員の資格を失うことがあるものとする。

第8条(退会)会員は、いつでも理事長に通告し、退会することができる。

第4章 役 員

第9条(役員)この研究所に次の役員をおく。

1. 理事 20名以上30名以内(うち理事長1名、副理事長若干名とし、必要な場合は常務理事1名および常任理事若干名をおくことができる。)

2. 監事2名

第10条(役員)の選出)理事および監事は、正会員のうちから総会において選出する。理事長、副理事長、常務理事、常任理事は、理事会において互選する。

第11条(任期及び補充)役員)役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条(理事長)理事長は、この研究所を代表し、所務を統括する。

第13条(副理事長)副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたとき、その職務を代行する。

第14条(常務理事)常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、所務を処理する。

第15条(常任理事)常任理事は、理事長、副理事長、常務理事とともに常任理事会を構成し、所務の執行を推進する。

第16条(理事)理事は、所務の執行を決定する。

第17条(監事)監事は、この研究所の会計を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。

第5章 会 議

第18条(会議)この研究所の会議は、総会、理事会、常任理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第19条(構成)総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は理事をもって構成する。

3. 常任理事会は、理事長、副理事長、常務理事、常任理事をもって構成する。ただし、これらの常任理事会構成メンバーは、理事総数の3分の1を超えてはならない。

第20条(機能)総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。①事業計画及び収支予算②事業報告及び収支決算③その他、この研究所の運営に関する重要事項

2. 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。①総会の議決した事項の執行に関すること②総会に付議すべき事項③その他、総会の議決を要しない所務の執行に関する事項

3. 常任理事会は、理事会の付託を受けた事項を議決するとともに、研究所の事業の企画・推進にあたる。

第21条(招集)通常総会は会期(2年間)ごとの開催とし、理事長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、理事長が招集する。

3. 理事会は、理事長が随時招集する。

4. 常任理事会は、理事長が随時招集する。

第22条(定足数)会議は構成員の過半数の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した者は会議に出席したものとみなすことができる。

第23条(議決)議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは議長が決するところとする。

第6章 会計

第24条(経費)この研究所の経費は、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第25条(予算及び決算)この研究所の予算は、理事会の議を経て、総会の承認を得てこれを決定する。

第26条(会計年度)この研究所の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。ただし、2006年度については、4月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。

第7章 事務局及び委員会等

第27条(事務局)この研究所の所務を処理するために事務局をおく。

2. 事務局には、事務局長及び職員をおく。

3. 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て理事長が行う。

4. 前項に定めるもののほか、事務局に関する事項は理事長が別に定める。

第28条(専門委員会及び研究部会)この研究所の所務を執行するために、理事会の議を経て専門委員会及び研究部会をおくことができる。

第8章 名誉理事

第29条(名誉理事)研究所に名誉理事をおくことができる。

1. 名誉理事の任命は、理事会の同意を得て理事長が行う。

2. 任命の報告を総会にて行うものとする。

第9章 規約の変更及び解散

第30条(規約の変更)この規約は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得て変更することができる。

第31条(解散)この研究所は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

附 則

1. この研究所の設立当初の役員は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は1990年3月31日までとする。

2. この研究所の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3. この研究所の設立当初の会計年度は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の日から1989年3月31日までとする。

4. この規約は、1988年5月8日より施行する。

(2)この規約は、1990年6月3日に一部改正した。

(3)この規約は、2002年9月28日に改正し、即日施行する。

(4)この規約は、2006年6月17日に一部改正した。

(5)この規約は、2008年8月30日に一部改正した。

(6)この規約は、2011年8月27日に一部改正した。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 山村 幸徳

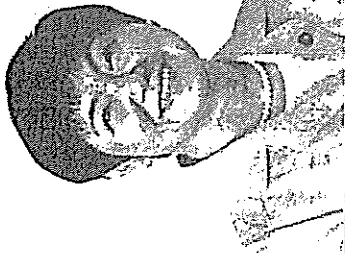
年 月 日	2020年5月12日他				
表題と発行部数	山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2020年3、4月号 (57450枚)				
対象者	奈良市民				
配布方法	新聞折込 (54450枚)、街頭配布・ポスティング等 (3000枚)				
発行目的	2月議会での本会議発言、委員会質問を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2月県議会における予算委員会質問の内容を広く県民に知らせ、意見を聞く。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策の抜本的強化を求めて論戦した。奈良市内の事業者を訪問し、実情を聞き取り、県対策本部に伝える活動をおこなった。検査体制の充実、消費税率の引き下げなどを提案した。 ・不要不急の事業を見直し、県民生活と営業を守る施策の推進を求める予算組み替え提案をおこない、その内容を説明した。 ・地域住民の要求実現めざしておこなった議会報告・要求懇談会、県への要望を写真で紹介し、意見・要望を聞く。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	221100円	57450枚	13
	新聞折込代	奈良産経企画	167706円	54450枚	10
	合計 388806円 (すべて政務活動、100%充当)				
備考	添付資料：山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2020年3、4月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

こんにちは

山村さちほです

山村さちほの県議会だより



■ 訪問をお待ちしています ■ 山村さちほのブログ
毎日更新し、話題いろいろ。ご意見もお寄せください

■ 山村さちほの事務所 ■
山村さちほ

日本共産党奈良県議員

2020年3月4日

県議会報告版

日本共産党奈良県議員団
奈良市登大路町30 奈良県議院内

tel 0742-27-5291
fax 0742-27-1492
eメール naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

新型コロナウイルス禍

新型コロナウイルスの影響もあわ

今年、消費税は減税すべき

くらに憂鬱する対策を！
昨年10月から消費税増税による影響は、昨年10月〜12月期のGDP値は年率換算で今・1%。大きく悪化しています。

さ、大打撃となることは見ています。事業者の状況に寄り添って緊急的な貸付支援やひとり親世帯など困難世帯への給付金を親身な対策を求めました。政府に対して今すぐ消費税減税を求めます。

生活相談

どんなことでも
山村さちほ事務所
へお越し下さい
曜日 月、木、金の10時〜12時
電話 0742-23-3010

お元気ですか

奈良県議会議員
山村さちほ

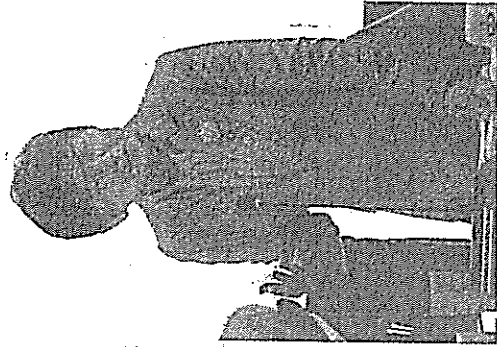
突然の新型コロナウイルスは県民生活を直撃 観光客も激減し 大打撃です。何よりも 感染拡大防止、いのちを守る医療体制が重要で、2月県議会でも 様々な提案が

不安の声や要望も届けて 議論しました。引き続き 政府へ県民で実効ある対策を求めがばります。

予算委員会で論戦

新型コロナウイルスのPCR検査待てさらに40床確保し 64床は県の保健研究センターでおこなっていますが、24件/日(県立心臓病棟)という状況です。検査体制の強化を求め、人員増や機器の購入、さらに民間の検査機関にも依頼して350件/日の検査が可能になるよう改善されました。感染症と入院できるベッドは24床ですが、民間病院にも依頼し

てさらに40床確保し 64床は県の保健研究センターでおこなっていますが、24件/日(県立心臓病棟)という状況です。検査体制の強化を求め、人員増や機器の購入、さらに民間の検査機関にも依頼して350件/日の検査が可能になるよう改善されました。感染症と入院できるベッドは24床ですが、民間病院にも依頼し



予算委員会報告録で発刊報章に写真 山村幸穂議員

新型コロナウイルス感染症防止・支援対策を 検査・医療体制の充実を



討論にたつ山村幸穂議員

県予算案は大型開発に偏り、県民の暮らしの願いに届いていない

巨額建設費20億円の予算案の削減を提案

一般会計予算は、名勝奈良公園を極すホテル・レストランの建設、平城宮跡への二七正倉院整備、激増対策になじまない京奈和道路・大和北道路、リニア新幹線、防災拠点への2000箇所増設は必要がなく、ナイツク(国際標準学校)のセミナーハウス整備など大型開発にかたまり、県民の切実な暮らしの願いに届いていないことから反対しました。

県議団は、不要不急の予算を削り20億1千万円を削減し、子育て支援や医療・介護の負担軽減、新型コロナウイルス対策県独自策などの予算組み替えを提案しましたが、賛成少数で否決されました。実施を提案した主要事業は左の通り。

県予算に実現したいネ!

★ 奈良県県民生活改善基金	1億円
福祉・子ども医療費の窓口負担なし(完全無料化)	1億1千万円
大学生向け給付型奨学金創設	1億2千万円
後期高齢者医療費助成	1億円
国民健康保険の窓口負担軽減	1億円
学校給食の地産地消	1億円
商店街のりニューアル助成	1億円
住宅リフォーム助成	1億円
新型コロナウイルス対策県独自策	1億4千万円

2000以済道路！ 県広域防災拠点 (五條市)の整備

広域防災拠点の整備を走っている五條市に、知事は陸上自衛隊の駐屯地を誘致したいと「昌備



奈良に基地をつくる計画があるかどうかを確認しました

観光事業者への金融支援などコロナ対策 県内への自衛隊基地誘致計画などで政府交渉

2月、奈良市内の旅館・ホテルと東大寺門前の土産物屋さんから聞き取った新型コロナウイルス感染拡大による営業への影響と要求を政府に伝え、金融支援などを求める政府交渉をおこないました。

防衛省に「奈良県への自衛隊駐屯地整備の計画があるのか」を確認しました。

この政府交渉には大門みきし参院議員、清水ただし参院議員が同席、五條市の大谷龍夫市議が参加しました。

陸自の通常の訓練ができる」と無礼な言動、2000以済道路併設をめぐっています。広域防災拠点として、強化した消防学校と合わせて600以上のポイントを整えた拠点整備計画

NAFIC(ナフィック) セミナーハウス整備

農業振興のために、世界的な料理人を養成するナフィック(国際料理人学校)は、開校以来、定員割れ(20人定員)が続き、15人を超えたことがありません。卒業者もわずか8人にとどま

県は毎年約2000万円の運営費を負担。併設したレストランも利用者が年々減少。活性化のため、新たな宿泊修施設(セミナーハウス)を約15億円が整備とまっています。

はじめから見込み違いで救済効果がない整備。中止を求めました。

平城宮跡公園 二七正倉院(体験館)

平城宮跡公園公園事業は国と県あわせて90億円に達する整備がすすまられています。朱雀門広場の真業(遺構復元)やレストラン(なま)にすでに100億円がつかわれ、新年度は「体験館」として約80億円をかけた「正倉院」をまねた建物を建てる予定です。

しかし、県がしっかりと作成すべき世界遺産である平城宮跡の保存管理計画はまわづられていません。預調調査研究によって解明された真実に基づき整備をなくはなりません。

多額のお金をかけて、本物の値打ちを損ねてはなりません。

ムダな大型開発は見直しを！

新年度奈良県予算の特徴

画してみました。大倉に備えて、一刻も早く整備をすすめることはなりません。防衛省も、奈良県への自衛隊駐屯地計画はなにも述べているのに、2000以済道路は必要ありません。

奈良→五條→関西空港 新たなリニア(新)線

奈良県は、リニア新幹線の誘致をすすめていますが、工事などはまった東京から名古屋間では、排出率の問題や河川の水位減少など環境への影響も大きな課題として、めぐらされています。

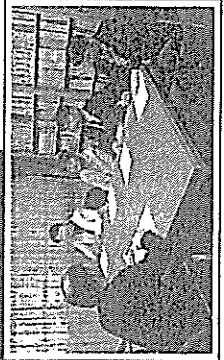
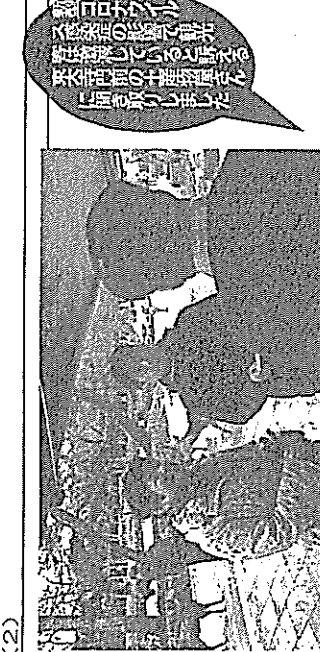
知事は、奈良県村振興(1)から五條、和歌山を通って関西空港へつなぐ新たなリニア新線を整備する提案をおこない、新年度予算に2500万円の調査費が計上されています。

「消費税増税でつぶれた業者の話はまったく聞いたことはありません。そのような商売はたいがい、他の理由でアウトになった方じゃないですか」
2月議会・今井光子議員の一般質問にたいする

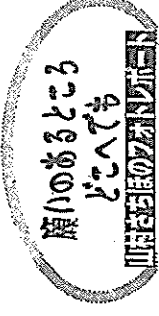


答弁

「(新型コロナウイルスの影響で)売り上げが落ちたから」ということで、県が支援をしていたらキリがありませんから」
新型コロナウイルス対策の追加補正予算を提案する記者会見で、記者からの質問に答えて



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために正副知事、副知事、副知事を県民に知らせ、様々な情報を県民に知らせ、県民の権利を保障し、求めて県に要望しました



山村さち子議員の活動を写真で紹介しています。

ごみゼロ宣言の町のごみ行政(徳島)を 水道事業県域広域化の県(香川)を 行政視察



日本共産党奈良県議会議員団(山村幸徳団長、4人)は2月、ごみゼロ宣言のまち、また、葉っぱビジネスでも有名な徳島県上勝町と県一本の水道広域化をすすめる香川県を行政視察。事業推進の若手や直面している課題などを聞き取り。奈良に活かしたいところが多くあり

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 山村 幸徳

年 月 日	2020年5月12日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2020年3、4月 (NO. 110) (129700 枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (117300 枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12400 枚)				
発行目的	2月定例奈良県議会の提案、議論(質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した(すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、予算委員会の討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の技術的強化、医療体制の拡充、県民の経済的負担軽減のための施策の推進を提案。 ・不要不急の事業を見直し、予算を確保して、新型コロナ感染防止のための技術的対策をおこなうことなどを含む奈良県予算案の修正提案をおこない、その内容を詳細に報告した。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	90321円	117300枚分×1/4	11
	印刷代	関西共同印刷所	67100円	129700枚分×1/4	14
		合計 157421円 (100%充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2020年3、4月号 (No.110)				

注 発行した広報紙を添付してください。

共産党県議団が提案する予算の組み換え

見直しを求めた主な事業

- ・大企業向け企業立地補助金 ……10億円
- ・大立山まつり ……約7000万円
- ・京新加助自動車大和北道路 ……2億5000万円
- ・マイカーバンク制度関連 ……2億円
- ・WAFアンパル・ランア問題解決 ……約9000万円

実施を提案した主な事業

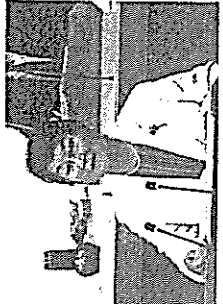
- ・子どもの医療費・福祉医療の窓口負担なし(完全無料化) ……1.1億円
- ・大学生むけ給付型奨学金 ……1億2000万円
- ・後期高齢者医療費助成 ……1億円
- ・介護施設利用者負担軽減 ……1億円
- ・国民健康保険の窓口負担軽減 ……1億円
- ・学校給食の地産地消 ……1億円
- ・蘭語のリニューアル事業 ……1億円
- ・住みかたリフォーム助成 ……1億円
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 ……1億4000万円

20億円(県立動物園の増設)が
予算の約25%が
削減される

当初予算の0.25%で切実な事業を省

日本共産党県議団 予算の粗大減額を提案

日本共産党県議団は議会最終日、新年度予算案の組み換えを提案。小林照代議員が提案趣旨説明(左写真)を行いました。不要不急の大規模事業や県民合意が得られていない事業を見直し、大企業向けの企業立地補助



コロナ禍

厚生労働省は感染者数が1日に達すると奈良県内に入院患者2500人、重症患者90人、外来患者4600人を推計しています。奈良県内の帰国者・帰省者が職員4人



PCR検査体制の拡充求める 山村幸雄議員が予算委員会で論戦

外来は8病院 PCR検査ができるのは奈良県内研究センターのみ。PCR検査がで

金や、「一方的な予算カット」と批判の声が上がっている。大立山まつり、平城宮跡の地下トンネルを埋め埋蔵文化財に大きな影響を与える。天和北道路などの見直しを求め、20億円余をくり、県民が切実に望む事業▽子ども医療・福祉医療の完全無料化(窓口負担なし)や▽大学生むけ給付型奨学金▽学校給食の地産地消推進▽新型コロナウイルス感染症拡大防止対策などを提案しました。

賛成少数で否決されましたが、引き続き、県政のムチを指摘し県民の願い実現に頑張ります。

県民のいのちを守る体制強化を

でPCR検査。このままでは対応できません。山村幸雄議員は予算委員会での10年間で県内研究センターの人員が約20人削減され予算は半減していることを指摘し、人員増や機器の購入、さらには民間検査機関にも依頼するなどして、検査の体制を抜本的拡充を求めました。

また、病床削減ありきの国の政策を批判するとともに、早急な入院体制の強化も求めました。地域医療連携推進局長は「入院体制は感染症指定病院4床に加え、その他の病床40床を確保した」と述べ、福祉医療部長は「職員をあらたに1人配置することによりPCR検査機器を最大30件/日の検査が可能」と述べました。

こうした現状でもなおかわらぬのは、急性期の病床を削減する「地域医療構想」です。山村議員は、ベッドの削減を中止して、県民の命を守る体制強化すべきと主張しました。

「奈良公園への高級ホテル建設」「理不尽な高校再編」2つの裁判が判決

奈良公園に建設中の高級ホテルをめぐり、周辺住民がホテル利用だけが公園地を破壊すること、公園を一般に開放すること、都市公園法に反することとして知事が出した設置許可の取り消しを求めた裁判で、奈良地裁は住民側の訴えを退ける判決を言い渡しました。住民側は控訴する方針を明らかにしています。

一方、平城高校生徒4名が同校の閉校を決定した条例の取り消しと損害賠償などを求めた裁判は、条例取り消しの訴えは退けたものの、損害賠償を一部認める画期的な判決となりました。

県教育委員会は判決を受け、理不尽な高校再編のあり方を見直し、生徒・保護者など関係者へ誠意ある説明を行うべきです。



奈良県議会議員は4月2日、新型コロナウイルス感染症の罹患率を低下させるための緊急要望書を提出しました。奈良県が把握し、厚生労働省にまとめて報告することになっています。

新型コロナウイルス感染症罹患者国保被保険者の傷病手当金支給で県に緊急要望



核兵器廃絶推進奈良県民の会発足。県内に住む被爆者や被爆二世の人も含めてこのほど、「核兵器廃絶推進奈良県民の会」が発足。奈良県にあっては被爆者団体「わかさの会」が解散しているの再発足です。被爆者推進の母体となります。同会の主なメンバーが知事と懇談【写真】し、同会の発足を知らせ、県内での署名推進について意見交換をおこないました。

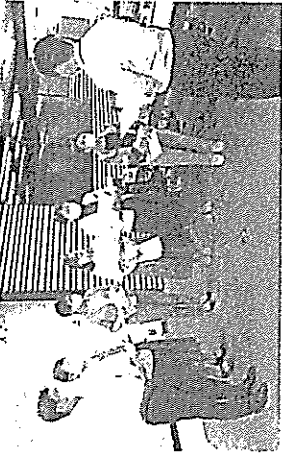
第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2020年8月11日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2020年7、8月 (NO. 111) (129700 枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (117300 枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12400 枚)				
発行目的	6月定例奈良県議会の県議会での質問、提案、決まったことを広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務活動全般、個別活動の紹介と報告に特化 (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療体制の拡充、県民の経済的負担軽減のための施策の推進を提案。コロナ危機の第2波に備え、PCR検査など検疫体制を強化し、県民の営業と暮らしを守る経済支援強化を求める議会内外の取組を紹介。 ・不要不急の事業を見直し、予算を確保して、新型コロナ感染防止のための抜本的対策をおこなうことなどを含む奈良県予算案の修正提案をおこない、その内容を詳細に報告した。 ・県営水道料金の引き下げを求める議会論戦、地方議会での意見書採択の状況を知らせ、県の対応を求めた。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	90321 円	117300 枚分×1/4	51
	印刷代	関西共同印刷所	69575 円	129700 枚分×1/4	52
	合計 159896 円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2020年7、8月号 (No.111)				

注 発行した広報紙を添付してください。



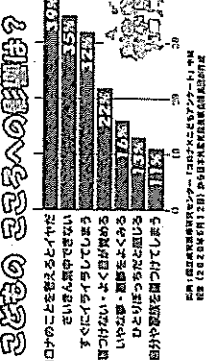
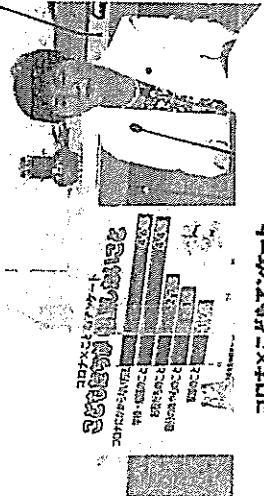
要請活動 県民諸団体の新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の推進を求むる奈良県対策本部 知事への要請活動に同行。知事と互に要請の要請を求めています。

新型コロナウイルス被害者救済

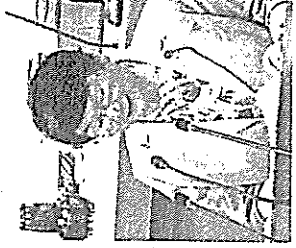
苦難軽減のため全力で取り組んでいきます



新型コロナウイルス被害者救済
7月豪雨で九州地方を中心に大きな被害がでました。すぐに開始して救済活動を実施。たくさんの方から賛助が寄せられました。



【山形県議会が示した（パナール）】 学校休業は夏休みの期間を超えて長期に及び、初めからの経験に子どもたちのこのころへの影響が心配。総がかりでケアの取り組みが求められます。



病床の再編統合を公的病院に引き戻し、地域医療構想は中断し、小規模代議士が質問

小規模代議士は、代表質問で厚生労働省が想定する24時の必要病床に対し、6月17日現在、全国で04.7%しか病床確保ができていないと指摘。第2波に備えて十分な病床確保が必要とし、病床削減を前提とする「地域医療構想」により、県内ではこの3年間に400余りの病床が減少されており、今後近なる病床削減をすすめる「地域医療構想」の早急な見直しを求めました。

あわせて、感染症指定病床を持つ9 割近い病院が公立・公的病院であり、厚生労働省が、奈良県の済生会3 病院など400を越える公立・公的病院を危殆に陥れようとする再編統合計画の撤回を国に迫るよう求めました。

知事は、医療機関の経営環境を改善し、国に支援を求めたいと答えた。山形議員は、この他、国産成育

第2波に備え、医療・検疫体制の強化と経済支援を！

6月定例会奈良県議会

新型コロナウイルスの感染が再び急激に増え、奈良県でも7月4日、38日以内に感染が確認されました。日本共産党議員団は引き続き、第2波に備え、迅速な経済支援と医

療・検疫体制の強化を求めて参ります。6月定例会議員団は、国の第2次補正予算案に向け、238億円の補正予算を要する38議案が提案されました。日本共産党は議員の願いを届けて参ります。

荒井知事は、病院医療機関について「断らない病院」「二面見の良い病院」という二つの目標で奈

保健所体制の強化、減収を止む医療機関への財政支援を

山村幸穂議員が一般質問

山村幸穂議員は一般質問で、保健所職員がこの10年間で40%削減されたことを指摘し、PCR検査体制確保のためにも保健所体制の強化が不可欠と知事に迫りました。荒井知事は、保健所体制の確保や保健所職員の増員などを答えました。

また、山村議員は県内医療機関の多くが、コロナ患者の受け入れに悩む中、受診控えや感染予防対策などで減収している実態を示し「医療機関が倒産すれば医療崩壊となり県民の命が守れない」と県の支援を求めました。

県独自の医療連携体制をどうするといった考えを示しました。同時に「国のやり方を断るものではない」として、公立・公的病院再編統合の検討は慎重に考えを述べました。

小規模議員は、このほか、事業所の閉鎖や中断で大きな影響を受けた高齢者や障害者の集約を示し、県の支援を求めるとともに、コロナ禍のももとのシエンター平等の取り組みや障害者政策などについて取り上げました。

日本共産党 奈良県議会だより
2020年7月11日 NO.111

日本共産党奈良県委員会
県会議員 山村幸穂
県会議員 山井光志
県会議員 小林てるよ
県会議員 大田あつし

030-4501 奈良市大塚町6番奈良県議会内
TEL0742(27)492
Eメール narakeri.jp@forest.ocn.ne.jp

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 山村 幸穂

年 月 日	2020年9月10日他				
表題と発行部数	山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2020年8月号 (56700 枚)				
対象者	奈良市民				
配布方法	新聞折込 (53700 枚)、街頭配布・ポスティング等 (3000 枚)				
発行目的	6月議会での一般質問、県政上の重要課題の議会論戦を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・6月県議会における一般質問の内容を広く県民に知らせ、意見を聞く。 ・PCR検査体制の抜本的強化をはじめとする新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策の抜本的強化を求めて論戦したこと、奈良市内の事業者、芸術関係者等を訪問し、実情を聞き取り、県対策本部に伝える活動をおこなった、検査体制の充実、医療機関への支援、子どもたちの心身への影響への対応などを提案した。 ・国の二次補正で提案されたコロナ対策の制度を紹介。国保税減免等制度を紹介した。 ・2000万円の滑走路建設で先送りするのではなく、広域地域防災拠点整備をすすめるよう提起した。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	217800 円	56700 枚	63
	新聞折込代	奈良産経企画	165396 円	53700 枚	62
	合計 383196 円 (すべて政務活動、100%充当)				
備考	添付資料：山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2020年8月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

国の第2次補正予算 暮らしと雇用、経営に活用させる支援制度を紹介

国の第2次補正予算には、世論と野党の迫りにおされて、制度の創設や充実が図られました。奈良県では先に取り組まれた県独自の休業協力金の支給がべた遅れ。県の協力を金を受けたことを条件にほとんどの市町村の協力金が給付されますが、どこも受付期間の延長を余儀なくされるなど大きな問題になっています。支援制度は新しいものほど使わやすく改良がされているものもあります。積極的に活用しましょう。

労働者本人が申請・アルバイト・パート、派遣でも申請できる

休業支援金

会社が「雇用調整助成金」をなかむか申請しないことから、労働者「本人」が直接申請、請求できる制度が、第2次補正予算で創設されました。

(申請者) 休業手当をもらえない労働者「本人」(上限額) 月額33万円 (給付先) 申請した労働者本人に支給される

制度の内容が市と政府から公表されていますが、困っている人に支援が届くよう、取ります。

- (2) 2020年で減少した1ヶ月(8月)の収入 (C)
- (3) 平均月収 (B) × 0.5 ÷ 対象月の収入 (C)
- (4) (支給額) 年収入 (A) ÷ 対象月の収入 (C) × 12

会社・経営者が申請・「新型コロナウイルス」特別の雇用調整助成金です

雇用調整助成金

(申請者) 休業手当を支払った会社・経営者 (対象期間) 4月1日～9月末まで。 (給付率) 支払った休業手当の100%。上限額は月額33万円 (給付先) 申請した会社・経営者に交付

収入が3割減の国保世帯は「免除」

国保税の減免

(対象者) 世帯主などの収入が、前年比で3割以上削減見込みの世帯 (対象世帯) 3割減の見込みは、申請書本人が決めるところになっています。

いよ米価の下落がすすんでいます。給付金の対象は、確定申告をしている方、今年の売上のいよれか1か月(C)が50%以上減少している方を対象。

個人は上限100万円、法人は200万円。以下の計算式で試算してください。

(1) 2019年の年収入 (A) ÷ 12 = 平均月収 (B)

持続化給付金

農家も対象

農家の手前自らは市町村によって異なります。日本共産党は相談のとともに、申請者が簡単になるよう求めています。

分析ではなく、つながる力で誰ひとり見捨てない政治を

何でも相談ください

山村さちほ事務所 0742 (23) 3010
奈良県議会日本共産党議員室 0742 (27) 5291

2000以過走路の地域防災対策を急いで

知事の政府への予算要望 どれほどのか？

奈良県は来年夏季予算政府要望の第一に2000以過走路を備えた防災拠点整備のための支援と陸自衛隊駐屯地を併設すること

整備予定地は山を削り、谷を埋める大工事が必要となる場所です。莫大な費用がかかります。いったいどのくらいの予算が必要なのか、金之丞されていないにもかかわらず、すでに調査費としては億7800万円が投入されています。防衛費は、県議団の問い合わせに「現在、奈良県に駐屯地をおく予定はない」とはっきり明言しています。

この問題について、奈良県平和

委員会のメンバーと県議団と学習をしました。

講師の岡田弘弘・自治体問題研究所理事長は2000以過走路が奈良県民の命・財産を守る防災対策で役立たないと、防災拠点づくりとあわせて、災害の被害を最小に抑え、災害復旧のためにも「事前防災」という考えが大切であることを強調。

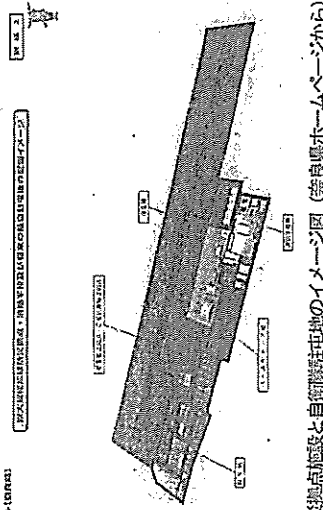
農林業の振興で県土を守り、地域の中小企業の育成に予算を多くが最優先などの話に納得です。

県立高校の定員増求める請願 紹介議員として趣旨説明

奈良県の高校生の県外進学者が全国でもっとも高くなっていることから、年間約1000名の生徒が県外高校へ進学を余儀なくされています。県立高校の定員を増やしてほしいとの切実な願いです。

この請願が付託された委員会での「請願者による趣旨説明」は議会運営委員会で否決され、請願者が趣旨説明をおこなうことはできず、このため紹介議員の山村幸穂議員が趣旨説明。

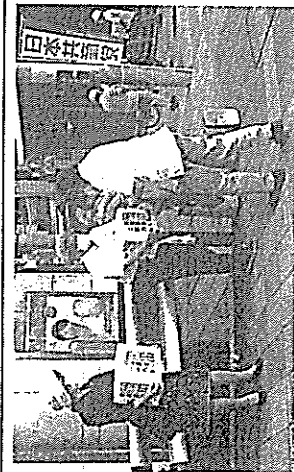
請願は委員会では否決。本会議では日本共産党と創生奈良、新生ならの一部の議員が賛成(9人)しましたが、反対(32)で否決されました。



広域防災拠点施設と自衛隊駐屯地のイメージ図 (奈良県ホームページから)

2000以過走路は「将来の特定」地誘致のため、県は整備ができなかつたままには、自衛隊の飛行訓練場に使えるところとしてあります。

をあげています。奈良県は域防災拠点も老朽化している消防学校の整備は急がなくてはなりません。2000以過走路の必要性は認められません。

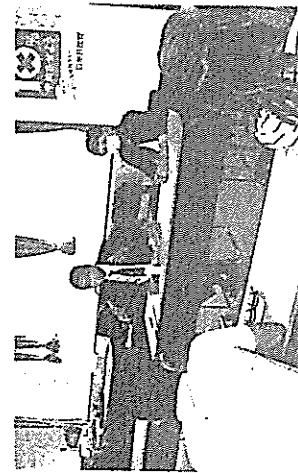


■2020年7月豪雨災害は九州地方を中心に大きな被害がでました。直ちに近畿奈良県で救援募金に取組み、現地に送りました。

願いのあるところ どこへも

山村さちほ奈良県議会報告

山村さちほ議員の活動を写真で紹介しています。



■奈良県内の新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。営業と暮らしはいつまでか？協力金や交付金は受けられませんでしたか？雨水ただし衆院議員とともに奈良市内の業者さんと懇談。要望を聞き、県対策本部に届けました。

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 山村 幸徳

年月日	2020年12月10日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2020年11月 (NO. 112) (129700枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (117300枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12400枚)				
発行目的	9月定例奈良県議会の県議会での質問、提案、決まったことを広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務活動全般、個別活動の紹介と報告に特化 (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療機関と中小企業の営業を守る対策の推進、さらには、平城宮跡広場へのハコモノ・体験交流館建設事業など不要不急の大型事業を見直して財政をねん出し、細かいところまで行き届くコロナ対策の推進にまわすよう提案した代表質問など9月議会における論戦を紹介、意見を求める。 ・核兵器禁止条約の発効を来年1月にひかえ、日本政府が条約の批准、調印するよう奈良県から求めることの大切さを、知事に進言。否決されたが、県議会に提案された「決議」を紹介した。 ・県下に広く広まったウンカ被害への対応について、現地調査、県への要望、議会論戦など共産党県議団の活動を紹介し、意見を求めた。 ・コロナ禍のもと、学生の生活支援、対面授業を拡大することについて大学当局と懇談をすすめ、学生がどのように生活しているかを紹介した。読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	90321円	117300枚分×1/4	95
	印刷代	関西共同印刷所	69300円	129700枚分×1/4	97
	合計 159621円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2020年11月号 (No.112)				

注 発行した広報紙を添付してください。

9月定例奈良県議会

9月定例県議会は9月9日(水)～10月1日(金)の日程で開かれ、2020年度補正予算や2019年度決算などが審議されました。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済支援策や、医療・保健体制の確保が大きな焦点となりました。

核兵器のない世界へ

核兵器禁止条約が2021年11月22日に発効し、唯一の被爆国である日本が、核兵器禁止条約に早く参加を求め、賛成多数で決議を採択する。

「核兵器禁止条約に早く参加を」決議 賛成多数で否決

2017年7月に国連で採択された「核兵器禁止条約」が、2020年10月24日、中南米の国ホンジュラスが批准し、50か国となり、9月16日に発効しました。核兵器禁止条約は90日後の2021年11月22日に発効します。

これに先立つ、9月定例奈良県議会の最終日10月16日、唯一の被爆国である日本が、核兵器禁止条約に早く参加を求め、賛成多数で決議を採択する。

奈良県議会は、賛成多数で決議を採択し、核兵器禁止条約に早く参加を求め、賛成多数で決議を採択する。

奈良県議会は、賛成多数で決議を採択し、核兵器禁止条約に早く参加を求め、賛成多数で決議を採択する。

奈良県議会は、賛成多数で決議を採択し、核兵器禁止条約に早く参加を求め、賛成多数で決議を採択する。

奈良県議会は、賛成多数で決議を採択し、核兵器禁止条約に早く参加を求め、賛成多数で決議を採択する。

奈良県議会は、賛成多数で決議を採択し、核兵器禁止条約に早く参加を求め、賛成多数で決議を採択する。

奈良県議会は、賛成多数で決議を採択し、核兵器禁止条約に早く参加を求め、賛成多数で決議を採択する。

奈良県議会は、賛成多数で決議を採択し、核兵器禁止条約に早く参加を求め、賛成多数で決議を採択する。

奈良県議会は、賛成多数で決議を採択し、核兵器禁止条約に早く参加を求め、賛成多数で決議を採択する。

奈良県議会は、賛成多数で決議を採択し、核兵器禁止条約に早く参加を求め、賛成多数で決議を採択する。

奈良県議会は、賛成多数で決議を採択し、核兵器禁止条約に早く参加を求め、賛成多数で決議を採択する。

奈良県議会は、賛成多数で決議を採択し、核兵器禁止条約に早く参加を求め、賛成多数で決議を採択する。

日本共産党の山村幸穂議員は代表候補になら、新型コロナウイルス大打撃を受けている中小企業や小規模事業者へのさらなる支援を求めました。また、感染予防の観点からPCR検査を「誰でもどこでも何度でも」受けられる体制を作るよう求めました。

大企業のみならず、中小企業も検査体制強化医療機関・小企業など支援を



代表顧問 山村 幸穂議員

菅井知事は、中小企業者への支援について「市町村が実施するプレミアム商品券の上乗せ支援や、県内観光につながる『まなまなキャンベーン』のクーポン発行、コロナ対策の無利子融資を4600億円に増強する」と答弁。検査体制強化に対して「医療機関と福祉施設との連携を対等に」との質問に対し、検査を実施すること述べたほか、ドライブアスルト検査、発熱外来クリニック4か所、県民が直接受診して検査を受けられる発熱外来認定医療機関(現在57か所)などを発表する方針を説明しました。

山村議員はこのほか、医療機関の多くが受診控えや検査の延期などで収入が激減し、懸命に頑張る職員の給与が減額されたり、人手不足が出せない深刻な実態を紹介。知事が厚生労働省に実態を求め、一部地域だけ診療報酬が引き上げられ、医師会や医療機関からも「患者の負担が増える」と反対の声が上がっていることを示し、撤回を求めました。

青天井に膨らみ続け 見直し、跡事業など独自のコロナ支援を

9月議会には一般会計補正予算案が提出され、小林副代表議員が予算委員会でも論議しました。総額286億5000万円の大型補正予算ですが、うち約9割は新型コロナウイルス感染症対策。財務内訳は国庫支出金や県債が97.8%とほとんどで、自主財源はわずか2.2%にとどまっています。

一方、補正予算には、平城宮跡の南側に当たるセゾ工場跡地(4・9畝)を公園区域に編入し、多目的エリアとして整備するため用地取得費が計上されました。計画地は、甲子園球場に相当する広い土地で、土地買収だけでも約50億円以上多額にのぼると見込まれています。

小林副代表議員は「今回の補正予算は自主財源はごく一部であり、コロナ対策にしても県独自の事業は少しだけ。予算が青天井に膨らみ続け、平城宮跡利用推進事業など不要不急の事業を見過し、基金も活用し、コロナで苦しむ県民への支援を」と求めました。

フリーランスや小規模な個人事業が多い文化・芸術活動に携わる人が国の支援事業の対象から外れ、先行きの見えない状況に陥っており、その実態把握と県独自の支援を求めました。また、「新型コロナウイルス感染症への対応で、県内でも一般病態では医師・看護師等の体制がとれず、がんや救急患者の受け入れが困難になるなどが見受けられました。医師・看護師の確保を強化する必要があるのでは」と感じました。

知事は「奈良の病院はしっかりとしています。奈良県の医師は不足していません」と冷たい答弁。小林議員は今後の感染拡大に備え、十分な医師・看護師体制の拡充を求めました。

日本共産党奈良県議会議団会だより

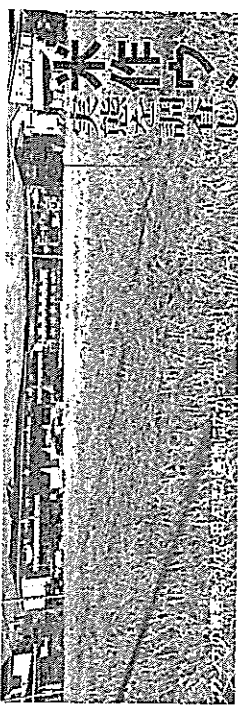
9月定例県議会は9月9日(水)～10月1日(金)の日程で開かれ、2020年度補正予算や2019年度決算などが審議されました。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済支援策や、医療・保健体制の確保が大きな焦点となりました。

核兵器のない世界へ 核兵器禁止条約が2021年11月22日に発効し、唯一の被爆国である日本が、核兵器禁止条約に早く参加を求め、賛成多数で決議を採択する。

日本共産党奈良県議会議団会だより 2020年11月 No.112

630-860 奈良市東区三軒宮3丁目1-1401 TEL0742(27)5291 Fax0742(27)1492 Eメール naraken-jcp@forrest.ocn.ne.jp

奈良県議会議員 山崎 光太郎 山崎 光太郎 山崎 光太郎



被害農家へ資金等支援を

日本共産党県議員 農家への聞き取りすめ、県に要望

稲刈り最盛期、害虫であるウンカによる被害が広がっています。日本共産党県議員は県内の被害農家を訪問し被害実態を調査し、被害農家への支援を求め、県に要望する集約を行いました。



被害農家への支援を求め、県に要望する集約

何うとにも、県当局へ対策を申し入れました。「今年には取巻が3分の1」「こんな被害は初めて」「早く刈れは青いし、遅ければウンカ被害が広がる。稲刈り入っている人は調査が終わるまで刈れない」など実態は深刻です。

奈良県病害虫防除所は7月31日に「注意報」を発令しましたが、9月以降急激に被害が拡大したことをうけ、9月17日に第2報を発令しました。各市町村の水田100枚を目安に調査した被害発生率は9月17日に2.2%、9月下旬に4.7%、10月上旬に52.9%となっています。

「ウンカ被害が出始めた7月の時点で薬剤の散布をおこなってあれば、ここまで広がらなかったのでは。注意報が出されたのは知っているが、現状把握の調査もなければ、薬剤散布などの発起もなかった」との声も出ています。



現地調査をする大田教議員（大和郡高田市内）

8日、被害をうけた農家を訪問、要望を聞きました。

15日には県病害虫防除所でも聞き取り。13日には被害農家への支援を求めて県担当部に要望【上写真】。①被害実態を調査し把握する、②被害農家へ資金をはじめとする総合的な支援をおこなう、③県として予防対策に万全を期すことについて求めました。

新型コロナ禍 いのちと暮らしを守る 対策の拡充を 聞き取り、懇談に全力

特別支援学校のバス増車 一10月以降も継続に

特別支援学校の通学バスの過密化解消を目的に、国の予算を使って6校に7台のバスが増車されていますが、9月末で打ち切られることが問題になりました。日本共産党県議員団は支援学校に聞き取りを行うと共に、国会議員団とも連携し支援の継続を求めました。

その結果、10月からも継続されることになりました。引き続き質問します。

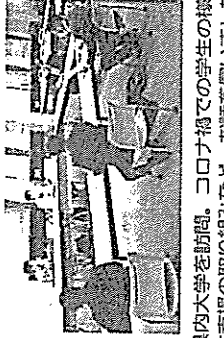
大学での対面授業の実施拡大と 大学生生活支援を

県立大、女工大、教大で懇談

県内大学を訪問。コロナ禍での学生の様子、学生支援の取り組みなど、お話を伺いました。

県立大ででの学生へのアンケートでは、対面の授業を望む声とともに、通学時の感染リスクから、「通学したくない」という声もあり、学生が望むことの一歩は、「友人に会いたい」と引き抜いて実家に帰った学生もいることが報告されました。また、各大学では授業料減免や学費を半額にするなど独自に学生生活を支援する取り組みも実施されています。

そして、県や市に対して、安心して通学できるように、PCR検査を誰でも受けられるようにしてほしいと要望しているとのこと。



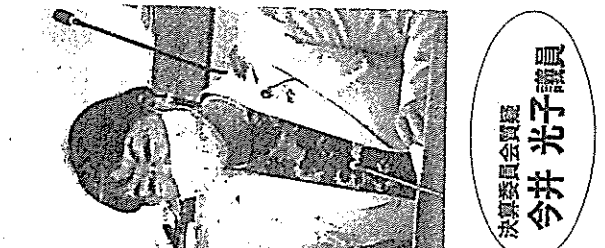
県立大、女工大、教大で懇談

県民生活と県民の組織改善と ハコモノ中心の観光振興の見直しを

今井光子議員は決算委員会、観光振興のあり方について。中でも、欧米等の富裕層の観光や、各種団体の会議観光などを目的に設計された「奈良県ヒタルズヒコロ」について知事と話し合いました。

今井議員は「県が先を出せば、井井が理事長を務める組織が、定款に基づかない運営やそんな会計処理、バラバラな職員の大量退職が問題になっている」と指摘し、事業に基づき適法な処分と組織のあり方の改善を求めました。理井知事は終始、処分の最後は無いという認識を示しました。

今井議員はその他、奈良公園バス



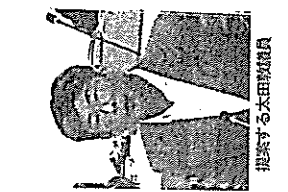
決算委員会質疑 今井光子議員

ターミナル(48億円)、コンベンションセンター(120億円)、奈良公園内の庭園「飛脚山(ゆがやま園地)(8億円)、なら歴史産業文化村(100億円)など、30

ノ事業を構想し、コロナ禍で県民の暮らしが大変な中、子どもの貧困や児童虐待などの問題が深刻化している。予算の使い方を見直すべきと、最終的に反対を表明しました。

新型コロナウイルスの感染防止対策強化、避難所の感染防止対策強化を求める意見書 大田教議員が趣旨弁明 全会一致採択

近年多発する豪雨災害にあたり、新型コロナウイルスの感染拡大の危険



提案する大田教議員

とで被害が増えた場合、「三密」を避けるため通常よりも多くの避難所を開くよう、避難所等に関する通知が、避難所等における感染予防対策は徹底してほしいとの要望があり、十分は見えません。県において、新型コロナウイルスによる集団感染予防を徹底し、避難所等の感染防止対策に対する予算措置など、更なる支援に取り組むことを求める意見書が全会一致で採択されました。大田教議員が趣旨弁明を行いました。

第11号様式の5 (第5条関係)

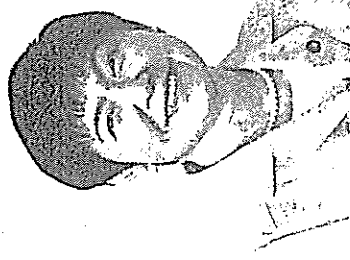
政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 山村 幸徳

年 月 日	2020年12月10日他				
表題と発行部数	山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2020年11月号 (54000 枚)				
対象者	奈良市民				
配布方法	新聞折込 (51000 枚) 、街頭配布・ポスティング等 (3000 枚)				
発行目的	9月議会での一般質問、県政上の重要課題の議会論戦を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月県議会における代表質問の内容を広く県民に知らせ、意見を聞く。 ・ 大型のハコモノ公共施設建設計画など不要不急の事業を抜本的に見直して、コロナ対策をしっかりとこなうよう提案。医療機関や高齢者福祉施設はもちろん、保育園や大学などの従業員全員のPCR検査をおこなえる体制づくりと予算確保を求めた。 ・ 奈良県が五條市への自衛隊駐屯地誘致をしたいがために、広域防災拠点施設に2000m滑走路を併設する計画をすすめているが、県民に巨額の負担を強いるこの計画に反対、南海トラフ地震の備えに必要なのは地域の防災力強化であることを主張した。 ・ 意見を求め、議会論戦に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	207900 円	54000 枚	98
	新聞折込代	奈良産経企画	157080 円	51000 枚	96
	合計 364980 円 (すべて政務活動、100%充当)				
備考	添付資料：山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2020年11月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

こんにちは 山村さちほです



山村さちほの県議会だより

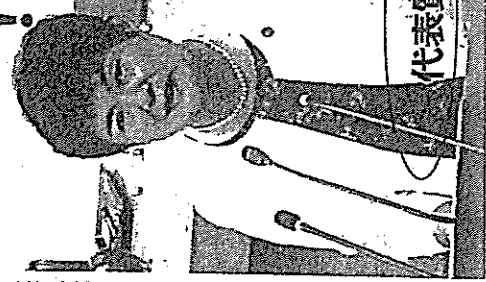
■訪問をお待ちしています■ 山口さちほのブログ
毎日更新し話題いろいろ。ご意見をお寄せください

山口さちほの県議会だより
山村さちほ 検閲

2020年11月
県議会報告版

日本共産党奈良県議会議員団
奈良市登大路町30 奈良県議会内
tel 0742-27-5291
fax 0742-27-1492
eメール naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

9月定例奈良県議会 大型事業のムダを減らし コロナ対策拡充を！



代表質問

代表質問にたちました。コロナ禍が長引くなか、県内中小企業や小規模事業者が倒産や廃業に追い込まれないよう持続的な支援を求めました。知事はプレミアム商品券や「いまならキャンペーン（観光券）」のクーポン発行、無利子融資を4600億円に増強する」と答弁。PCR検査体制について「医療機関や福祉施設の職員を対象に2週間の検査を実施することやドライブイン検査・発熱外来クリニック4か所 県民が直接受診して検査がうけられる発熱外来認定医療機関（現在57か所）などを充実する方針を説明しました。

山村議員はこのほか、医療機関の多くが受診控えや検査の延期などで収入が激減し、懸命に頑張る職員の

給与が減額されたりボーナスが出せない深刻な実態を紹介。知事が厚生労働省に実施を求めている「地域別診療報酬制度」は、一部の地域だけ診療報酬が引き上げられ、医師会や医療機関からも「患者の負担が増える」と反対の声が上がっていることを示し、撤回を求めました。

荒井知事は、「医療機関がなくなっているのは患者なので、負担するのは当然との姿勢を崩しませんでした。

山村議員はこのほか、平城宮跡への新たな歴史体験館（50億円）など、コロナ禍で県民が困っているときに不要不急の大型開発を中止することを求めました。

予算・決算委員会

大型事業・ハコモノ建設は後回しの県予算・決算に反対

予算委員会では小林照代議員が論議しました。一般会計補正予算（総額286億5600万円）は、新型コロナウイルス対策が中心ですが、国庫支出金など9.7.8%を占め、県の自身財源は2.2%だけ。不要不急の平城宮跡国営公園事業などの見直しを求めました。

決算委員会では今井光子議員が論議。大型

事業（1200億円のコンベンションセンター、100億円の文化芸術家村、4億円のバスターミナルなど）、ハコモノ建設費県民のくらしに役立つのかと質しました。

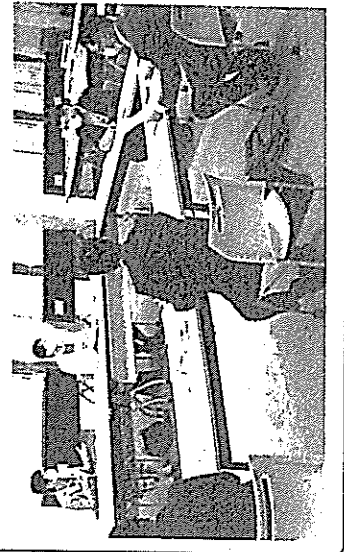
一方、保育所待機児童の解消や虐待対策、除菌設備強化拡充などを育て支援の遅れを指摘。大型事業のムダを見直し、県民のくらし福祉充実を後回しにすることなく、しっかりと対策をすすめるよう求めました。

県が出資し、知事が理事長のポジションを握り、知事から指摘された「すきん会計処理」、パワハラ疑念、職員の大量退職などの問題の責任の所在を改責、適正な処分を求めました。知事は、処分の必要なしとの姿勢を変えません。

対面授業拡大・学生生活支援を求めて 県内3大学を訪問・懇談しました

日本共産党奈良県議員団は県内3つの大学（県立大学、女子大学、教育大学）を訪問し、対面授業の再開拡大、学生への支援について懇談しました。

コロナ禍のもと、県内大学では前回はオンライン授業が行われていましたが、今は対面授業も併用して行われています。県立大学がおこなった学生アンケートでは「友達に会いたい」と希望し、対面授業再開を求める声が多く出されたといえます。各大学とも、大学独自にも、学食を半額にするなど学生生活支援に取り組まれています。



お元気ですか

国連で採択された「核兵器禁止条約」が10月、50か国が批准して、ついに来年1月22日に発効します。

県議会では、唯一の被爆国の日本政府に条約の調印を求める決議を、日本共産党の今井光子議員が提案、趣意説明をおこないました。

伊生奈良 新政なら、自民党解と日本共産党の4

会派の15名の議員が賛同。自民党 自民党奈良 公明党 維新の会の26名が反対して否決されました。残念ですが、決議の提案に先立ち「ヒバクシャ国際署名推進奈良県民の会」の皆さんが各会派に申し入れ、懇談をおこないました。

これからも日本政府に粘り強く批准を求めて、皆さんとともに核兵器廃絶にとりくみます。

奈良県議会議員
山村さちほ

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 山村 幸徳

年 月 日	2021年2月10日他				
表題と発行部数	山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2021年1月号 (48000枚)				
対象者	奈良市民				
配布方法	新聞折込 (45000枚)、街頭配布・ポスティング等 (3000枚)				
発行目的	11月定例奈良県議会での一般質問、県政上の重要課題の議会論戦を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・11月定例奈良県議会における、共産党議員団と山村幸徳議員の政策活動、活動と内容を報告し、意見を聞く。 ・新年度予算編成にむけては、寄せられた要求をまとめて予算要望。大型のハコモノ公共施設建設計画など不要不急の事業を抜本的に見直して、コロナ対策をしっかりとこなうよう提案。医療機関や高齢者福祉施設はもちろん、保育園や大学などの従業員全員のPCR検査をおこなえる体制づくりと予算確保を求めた。 ・県域水道一体化事業、コロナ対策第8次の要望など課題ごとの政策提案をしらせ、意見を求めた。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	181500円	48000枚	127
	新聞折込代	奈良産経企画	138600円	45000枚	126
	合計 320100円 (すべて政務活動、100%充当)				
備考	添付資料：山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2021年1月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

こんにちは
山村さちほです

日本共産党奈良県議員

2021年01月

県議会報告版

日本共産党奈良県議員
奈良市登大路町30奈良県議院内

tel 0742-27-5291
fax 0742-27-1492
eメール naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

山村さちほの県議会だより

■訪問をお待ちしています■ 山村さちほのブログ
毎日更新 話題いろいろ ご覧お待ちしております

ごんごん山村さちほです

投票

山村さちほ



県民のいのちと暮らし、営業を守る奈良県予算編成を

日本共産党奈良県議員団が新年度予算編成にあたっての要望書を提出

新型コロナウイルス感染症が全国でも奈良県でも拡大が極まり、深刻な状況です。専政権は専門家の意見を聞かず、対策は後手後手。「GOTOキャンペーン」を繰り返して感染を助けるなど、責任は重大です。

日本共産党奈良県議員団は奈良県知事にPCR検査の徹底、中小業者や医療機関への支援をはじめ、県民のいのちと暮らし、営業を守る対策を重点的にすすめることなど、みなさんから寄せられた88項目を要望しました。実現に力をつくします。

予算要望書では、保健所体制の強化のため職員体制を抜本的に強化する、感染追跡を専門におこなう「トレーサー」を配置することを求める新型コロナウイルス感染症の拡大防止、医療、検査体制拡充などいのちを守る要望の集積を求めました。



知事と話す奈良県議員団

感染拡大の抑止に全力を

日本共産党奈良県議員団が第8次のコロナ対策本拡充を要望



奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部に要望書を提出する奈良県議員団

日本共産党奈良県議員団は、新型コロナウイルスの感染拡大が続く奈良で、V入院・重症病床の確保や検査の抜本的強化、V事業と雇用を継続できる補償と支援の強化など感染拡大抑止対策の実施を求める第8次要望書を井正吉知事に提出しました。【上写真】

要望書は、隣接する大阪府や京都府との行き来をせざるをえない人が多数いる奈良で、通勤・通学者の希望者に公費でPCR検査を実施するなど無症状者をめじた抜本的検査体制の強化、医療機関と社会福祉施設における社会的検査（PCR検査）の拡充、遅れている医療機関、社会福祉施設従業員への労務金の支給をきちんと行うことなど10項目。

これ以上の負担増は認められない

県議 市町村議員共に、保険徴収強化による運営方針の改正

2020年11月19日に奈良県国民健康保険連合協議会が開かれ、2021年4月からの運営方針が改正されました。

その主な内容は、

- (1) 保険料の世帯の難化による収納率をこれまでの納付実績による従来から一律化(市97%・町村99%)に引き上げ、これに満たない市町村は保険料を上げざるを得なくなる。
- (2) 「段階審査 差し押しき、タイロックなど積極的に」とする収納策強化で二重ルを作成、長期間の少額分納を禁止し原則1年以内の分納へ。短期証は原則1か月とする。
- (3) 保険料、一部負担金の減免は標準を減し市町村独自策を認めない、というものです。

奈良県は、現在市町村ごとに定めている保険料を2024年度に統一化するとしていますが、今回の運営方針改正はこのことを意図しているものです。

市町村によって住民の平均所得や医療提供体制に違いがあり、健康づくり対策も様々です。関係加入者は非正規雇用や年金生活者が多く、高すぎる保険料を払いたくても払えない者がいます。このことを考慮して市町村ごとに独自の施策が具体化されてきました。

一律に市町村の取り組みを押し、硬直的な対応で「収納率」のみを達成することは不合理です。

みなさんと共に声をあげ、負担を減さないよう頑張ります。

コロナ禍で暮らしが大変な時、こんな冷たい対応はどうして認められません。厚生委員会で県の姿勢をたしめました。

日本共産党提案

子どもの貧困対策と就学支援に関する制度の拡充を求める意見書を全会一致採択

日本共産党奈良県議員団が提案した「子どもの貧困対策と就学支援に関する制度の拡充を求める意見書」が全会一致で採択されました。

お元気ですか

コロナ危機乗り越え新しい政治を！

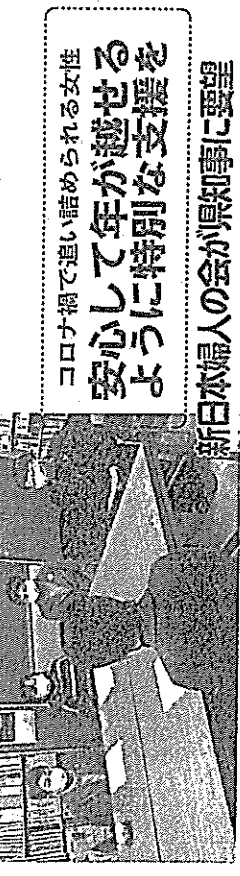
新型コロナウイルス感染症によって、これまで政府がすすめてきた医療抑制のための医療縮小政策や行政職員の削減が間違っていたことが浮き彫りになりました。

人々をケアする医療・介護・保育・教育・公務員の仕事の大切さを改めて実感します。

利潤追求の資本主義を乗り越えて、貧困も格差もない社会、すべての人々の人権が尊重される社会を求める声が大きくなっています。

力をあわせて、新しい時代を切り開くため今年も頑張ります。

奈良県議員
山村さちほ



コロナ禍で追い詰められる女性 安心して年が越せる ように特別な支援を

新日本婦人の会が県知事に要望

新日本婦人の会奈良県本部から、知事あてに年末年始の「困難する女性への年越し・生活支援の緊急対策」を求める要望に由来しました。非正規雇用の女性の解雇や収入の激減、シングルマザーの孤立、子育てや介護の重い負担など、経済的にも精神的にも、女性たちが追い詰められている実態を示し、年末、安心して年が越せるように、特別の支援を求めました。(2020.12.24)



保育士に定期的なPCR検査実施を！

どんな時にも豊かな保育 を实践できるように 奈良県保育運動協議会が県に要望

奈良県保育運動協議会のみさんが、奈良県に要望書を提出、担当課と懇談しました。参加された保護者や保育士から、コロナ禍で、消毒作業が負担になっていることや、保護者会が開けない、行事ができないうなど、保護者と保育士の意思疎通や情報交換に苦勞していることなど、現場の実情が訴えられました。どんなときにも豊かな保育を實踐できるように、施設や保育士の配置基準を見直してほしいとの切実な訴えをされました。

保育現場では、非正規雇用が半分以上で、賃金があまりにも安い、人手不足が続いている。処遇改善が急務です。保育士に定期的なPCR検査の実施ができるようにしてほしいなど、切実な要望ばかりです。(2020.12.16)



安全で住みやすい 地域づくりをめざして

白川奈良市論地域で県政市政報告会

白川市議の地域で、議会報告会が開かれました。奈良市が計画している新しいごみ焼却施設がどうなるのか、大きな関心を呼んでいます。大規模な広域施設ではなく、ごみの減量を進め、環境に配慮した小さい施設にしてほしいという要望も出されました。(2020.11.07)

願いのあるところ どこへでも 市民の力と声

山村さち子議員の活動を写真で紹介しています。

市民にとってメリットがなく、5年この水道料金値上げが 奈良市水道広域化(県域水道一体化)問題で学習会

奈良市では約20年間、水道料金を値上げせずに頑張っており、県下でも安い料金ですが、広域化されると5年ごとに値上げされ、約3割も高くなります。また、企業団経営になると市議会では議論されず、市民の目が届かなくなります。市民にとってメリットはなく、負担増になることから、広域化には参加しないよう求めて、運動をすすめます。

〔委員長 橋本道一氏による学習しました〕



奈良市では約20年間、水道料金を値上げせずに頑張っており、県下でも安い料金ですが、広域化されると5年ごとに値上げされ、約3割も高くなります。また、企業団経営になると市議会では議論されず、市民の目が届かなくなります。市民にとってメリットはなく、負担増になることから、広域化には参加しないよう求めて、運動をすすめます。

地下埋蔵文化財や地下水 への影響が心配です 情報の公開と住民参加で検討を

西大寺駅及び平城宮跡周辺の階切が階切改良促進法に基づいて、改良すべき階切と指定されました。国、県、奈良市、近鉄が対策を協議しています。

県は、平城宮跡内の鉄道を大宮通りへ移す案を提案し、この案を基本に今年3月末までに決定することです。

しかし、大宮通りへの移設には、多額の費用がかかり、もし線路を地下化すれば、世界遺産となった木簡を地下埋蔵文化財や地下水(木簡を守ってきた)への影響も心配です。自然や景観、環境への影響、安全性や利便性など県民の生活にも大きく影響します。

渋滞対策は必要ですが、他の方法も含めて住民参加で検討をすすめてほしい。



平城宮跡・近鉄線の移設問題

近鉄線移設は情報公開と住民本位の検討をと県に要望書を提出

これまでの検討結果や調査結果などの情報を公開して、県民の意見を聞く場を設けてほしいと、「古都奈良の自然と文化遺産を守る会」の皆さんと要望しました。

奈良県が文化会館と美術館及び周辺の一体的な整備構想を計画し、県の婦人会館を取り壊しました。跡地を発掘調査したところ、重要な遺跡が発見されました。

奈良時代後半の瓦窯跡で、当時造営された興福寺の瓦をつくっていたものとみられるとのこと。



馬入公園跡地の発掘調査の様子 (2017年12月)

登大路の黒跡保存へ 県民の会館跡地

当時の構造がよくわかる形で残っており、学術的に重要であることから現地で保存されることになりました。

わたしたちも、現地保存を求めて、本物を見ることができるよう活用をしてほしいと要望していました。

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 山村 幸徳

年 月 日	2021年2月10日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2021年1月 (NO. 113) (129700 枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (117300 枚) 、ポスティング・駅頭配布等 (12400 枚)				
発行目的	11月定例奈良県議会の県議会での質問、提案、決まったことを広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務活動全般、個別活動の紹介と報告に特化 (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月定例奈良県議会における本会議質問、委員会質問など論戦と要望・陳情活動を紹介し、意見を求める。 ・ 予算要望、コロナ対策第8次要望書提出で、県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療機関と中小企業の営業を守る対策の推進し、不要不急の大型事業を見直して財政をつくりだすよう提案した。 ・ 政府公表の資料で奈良県の医療従事者への「慰労金」支給が全国最下位のペースで交付されていることを示し、医療従事者、社会福祉施設従事者への慰労金交付を急ぐよう提案。 ・ 国民健康保険の運営方針見直しで保険料引き上げと収納対策強化策がとられたことを知らせ、読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	90321 円	117300 枚分×1/4	128
	印刷代	関西共同印刷所	69300 円	129700 枚分×1/4	138
	合計 159621 円 (100% 充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2021年1月号 (No.113)				

注 発行した広報紙を添付してください。

新型コロナウイルス感染症拡大を止め、県民の安心確保

11月定期奈良県議会議会報告

今こそ不要不急の事業を見直し、 県民の命と健康を守る県予算に！

検査・医療・補償などコロナ対策に全力を



県民の命と健康を守るため、県民の安心確保

五條市に健診が進められている2000人の市立健診を備えた大規模な防疫拠点について、本田議員は「2000人の市立健診に600億もの税金を投入することは県民の理解を得られない」「南海トラフ大震災も備えるというなら、初動体制の強化や地域の身近な活動防災体制の強化こそが必要」と主張し、整備計画の見直しを求めました。荒井知事は、「駐屯地誘致より防疫設備を優先せよ」という共産党の提案には賛成」としながらも、2000人の市立健診設備について「隣の和歌山県や三重県

本田議員は代表質問に立ち、防疫・コロナ対策優先の県政運営について知事の所見をたずねました。



代表質問 本田 謙

「新型コロナウイルス対策を優先するべき」と主張しました。荒井知事は、同構想の議論が新型コロナウイルス対応に活かされているとの認識を示し、コロナ対策を最優先にしなから議論をすすめていくと答弁しました。本田議員はせめてコロナ禍の下で病院に負担のかかる地域医療構想の議論は延期するよう求めました。

本田議員はこの他、ウーカによる農業被害について質問し、荒井知事は被害の実態を把握し対策に役立てると答弁しました。

核兵器禁止条約11月10日発効！

核兵器禁止の流れ日本でも

今井光子議員が一般質問

今井光子議員は一般質問で、2020年10月に批准国が50カ国に

達し発効することになった核兵器禁止条約について「問題

県政を「コロナ対策優先」の 300億の道産路建設に集中

新型コロナウイルス感染症拡大は深刻な脅威です。専門家の意見に耳を貸さず「GOTOキャンペーン」に固執し感染拡大の責任は重大です。また、国民には制限を求めながら政府トップや県民党議員らが会費や会費を重ねていることも問題です。

いま求められているのは会費による社会的なPCR検査の拡充、中小業者への十分な補償、関係する医療機関への抜本的な支援などです。

昨年、政府はコロナ感染症拡大が進行するなかで、連日前線を続ける医療機関や社会福祉施設の後援者に恩恵を享受すると

決め、公表したのに、これらは支援を享受者が関係者に昨年中に交付できなかったのはほんのおすか。交付率は全国ワーストでした。また、奈良県は医療施設、老人保健施設建設費が約10万人への公費でのPCR検査をおこなうとして補正予算を組んだものも昨年既市にはまったく実行されず、今年になつてやつと一部の市で開始されただけです。

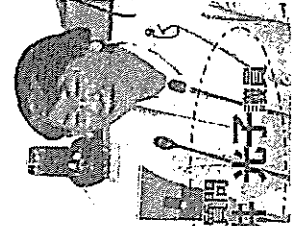
県民の命と健康を守る政治の責任が問われています。

今こそ、不要不急の事業を見直し、検査、医療、補償などのコロナ対策に県民の力を振り向けることが、求められているのではないのでしょうか。

コロナ危機を乗り越え、新しい政治を

は唯一の戦争被爆国である日本が参加していないことだ」と指摘。政府に批准を求めるべきと知事の考えを問いました。

荒井知事は「核兵器廃絶は平和を願う人類共通の願い」としつつも「外交と防衛は国の専断事項であり、県知事も申し上げる立場で



「県が取り組んでいる東アジア地方政府会合は平和で安定した東アジアの発展に貢献している」と答弁しました。

子どもの権利条約を踏まえた学校運営を

また、今井議員はコロナ禍で子どもたちの権利が制限されていることを念頭に「子どもの権利条約は子どもの意見表明権を尊重するよう求めている」と紹介。県立高校の多くが「生徒心得」として頭髪や服装に厳しい制限を設けていることを紹介し「子どもの意見表明権を踏まえ、校則の内容は子どもたちの意見を尊重して定めるべき」と教育長の考えを問いました。

本田教育長は「生徒会からの提案や投票で髪型や服装の制限をなくしている学校の事例を紹介し、校則について「児童生徒の発育や社会環境の変化を踏まえ、積極的に見直す必要がある」と答えまし

日本共産党奈良県議会議会だより
NO.113
2021年11月

日本共産党奈良県議会議会だより
編集委員 今井 光子
編集委員 小林 てるよ
編集委員 本田 謙

030-630-8301 奈良市多木町3の3 県議会議会だより
Tel07422715291 Fax07422711492
Eメール naraken-jpp@forest.con.na.jp

2020年度事務所状況報告書

会派・議員名 山村 幸穂

① 務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 奈良市西木辻町200番地の21 岡井ビル1階西側 (店舗兼居宅) 電話 0742 (23) 3010 延べ床面積 約43.0㎡
③ 他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 43.0㎡ (a) うち政務活動使用面積 21.5㎡ (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) $(b) / (a) = 21.5 / 43.0 \rightarrow$ 按分率 50%
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 50% (按分率の考え方: 後援会事務所との面積按分)
⑦ 駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 50% (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率)
⑨ 備考	賃貸借住宅標準契約書を添付 (平成17年8月31日付「契約書」第3条、契約内容に異議、変更がないとき、契約を継続するにしたがって、継続する)

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

賃貸借住宅標準契約書

岡井ビル
1F西側

平成17年8月31日



社団法人 奈良県宅地建物取引業協会制定

賃貸借契約書 (店舗・事務所)

物件表示	所在地	物件名	構造	専有面積	約 43 ㎡
		奈良市西本通り200番21	鉄骨造3階建	契約区画	
		岡井ビル (1F西側)			

賃貸借期間	平成17年9月1日～平成18年8月31日まで2年間 (13ヶ月)				
保証金	円	税額	円	税額	円
賃料	金 80000	円	税額	円	税額 (込)
共益費		円	税額	円	円
解約引		円	税額	円	円
礼金	金 250000	円	税額	円	円
水道代	金 3000	円	税額	円	円

支払期限	翌月分を毎月末日迄に指定された方法で支払う。				
支払方法	(自動引落) 銀行振込 (郵便局) 銀行 (普通・当座) 預金 口座番号 No. 支店 名義人				
使用目的	事務所 解約予告 貸主 (6) ヶ月前予告 借主 (1) ヶ月前予告				

特別条項	別紙増設事項参照				
特約条項					

鍵預り書

貸主	様	借主	奈良市西本通り200番21
	本	本	メーカ
	本	本	メーカ
	本	本	メーカ
	本	本	メーカ

お預かりした鍵を万一紛失した場合、その鍵の交換費用を負担致します。
 平成 年 月 日
 借主 山村幸徳

貸主(甲)と借主(乙)との間において、本日貸借契約を締結し、その成立を証する

為本書式通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自持分の所有とする

平成 年 月 日
貸主(甲)住所

名称(氏名)

甲の代理人住所

名称(氏名)

借主(乙)住所

奈良市西村北町27-6 ユボーズビル302号

名称(氏名)

山村 幸穂

勤務先住所

奈良県奈良市大塚町30

連帯保証人

住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]

勤務先住所

[Redacted]

借主(乙)との電話番号

本人

住所

[Redacted]

氏名

奥田 TEL ()

勤務先住所

TEL ()

借主(乙)との電話番号

[Redacted]

仲介業者 ①

[Redacted]

仲介業者 ②

[Redacted]

契約条項 (店舖・事務所)

- 第1条 (契約の締結) 貸主(以下「甲」という)および借主(以下「乙」という)は、前記表示物件(以下「本物件」という)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結した。
- 第2条 (使用目的) 乙は、本物件を店舖・事務所としてのみ使用しななければならない。
- 第3条 (契約期間) 契約期間は前記表示の賃貸借期間とする。
- 第4条 (賃料) 前項の契約期間が満了する日までに甲、乙双方同意がなければ本契約は同一条件で更新されたものとする。
- 第5条 (賃料) 賃料、共益費等は、月額を前記表示金額のとおりとし、乙は前記表示の支払期限、支払方法にて一括して支払うものとする。なお、送金手数料は乙の負担とする。
- 第6条 (賃料) 賃料、共益費等は前記表示の金額に改訂するものとする。
- 第7条 (賃料) 前項にかかわらず、契約期間中といえども、甲は法令の改正並びに本物件もしくは土地に対する公理公認その他の真実の増減または経路等情の増減、近隣関係の増減等の増減が生じたときは、前項の賃料、共益費等を改訂することができる。
- 第8条 (賃料) 本契約の始期が月の中途の場合、賃料、共益費、経費等は、その月の日数による日割計算とし、終期が月の中途の場合、本契約物件の明渡し当日の属する月の日割計算は行わず終了月分金額を支払うものとする。
- 第9条 (滞り金) 乙は、本契約締結と同時に、本契約に基づき債務を担保とするため滞り金(以下「滞り金」という)として、前記金額を先に預け入れるものとする。
- 第10条 (滞り金) 乙は、本物件を明け渡すまでの間、滞り金をもち、滞り金等の償還と相殺をすることができない。
- 第11条 (滞り金) 本物件の明け渡しがあったときは、滞り金金額を償還するものとする。また甲は、滞り金等の償還を無利息ただし、甲は、本物件の明け渡し時に賃料の滞り金、滞り金に要する費用の未払いその他の本契約から生じることの滞り金を滞り金として甲に請求する場合は、滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第12条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第13条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第14条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第15条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第16条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第17条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第18条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第19条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第20条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第21条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第22条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第23条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第24条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第25条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第26条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第27条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第28条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第29条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第30条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第31条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第32条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第33条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第34条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第35条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第36条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第37条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第38条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第39条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第40条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第41条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第42条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第43条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第44条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第45条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第46条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第47条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第48条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第49条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第50条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第51条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第52条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第53条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第54条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第55条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第56条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第57条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第58条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第59条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第60条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第61条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第62条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第63条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第64条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第65条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第66条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第67条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第68条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第69条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第70条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第71条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第72条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第73条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第74条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第75条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第76条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第77条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第78条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第79条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第80条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第81条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第82条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第83条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第84条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第85条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第86条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第87条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第88条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第89条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第90条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第91条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第92条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第93条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第94条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第95条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第96条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第97条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第98条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第99条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。
- 第100条 (滞り金) 乙は、滞り金等の滞り金に滞り金等の滞り金等から差し引くことができる。



4 乙またはその使用人もしくはその親族が故意または過失により、本条および本物件の毀損並びに共用部分そのものを毀損もしくは破壊したときは、乙は直ちにその旨を甲に通知し甲の指示に従い、乙の責により修理するかまたはその損害を甲に賠償しなければならぬ。

5 乙が、下記の各号の一に該当するとき、甲は直ちに本契約を解除することができる。

一 本契約にかかわる入居申請書に虚偽の事項を記載したり、または不正な手段により本物件を賃借したとき。

二 本契約による権利の他人への質取、賃貸、名義貸、その他占有の全部または一部の移転をしたとき。

三 指定用途以外の目的の用に使用したとき。

四 本契約にかかわる物件に危険となる行為および近接に迷惑を及ぼす行為をした場合。

五 本契約にかかわる賃料、共益費等の支払を2ヶ月以上遅延して滞りしたとき。

六 本契約にかかわる賃料、共益費等の支払をしなばば滞りしたとき。

七 債主に毎ら通知せずに滞り1ヶ月以上の滞りをおこしたとき。

八 禁煙区または禁煙禁煙の重告を受けたとき、または破産、刑罰、会社更生、整理、清算等の申し立てがあったとき。

九 賃貸借より寄附受領もしくは許可を受けず、または寄附受領をせずして営業を営んだとき、もしくは監督官庁より取消処分を受けたとき。

十 乙が各号各条を犯したとき、または原状したとき。

十一 乙または乙の代表者が消滅時効を侵害したとき、また本契約を締結した重要な背信行為を成したとき。

十二 本契約の各条項に違反したとき、また本契約に違反する行為を成したとき、または、甲の指示する十三上記各号以外で債主に對して債務関係を履行する義務を遵守すべきことを通告し、その期間内に管理費等に違反したときは、相当の期間を定め、契約または指図書事項を遵守すべきことを通告し、その期間内に履行しなかったときは本契約を解除できる。

3 甲または乙が賃貸借期間中に本契約を締結しようとするときは、甲、乙共に指図表示のとおりを相手方に対し書面をもって締結の予告をしなければならない。

4 甲または乙が賃貸借期間中に本契約を締結しようとするときは、甲、乙共に指図表示のとおりを相手方に対し書面をもって締結の予告をしなければならない。

5 乙が、本契約の賃貸借期間開始前といえども本契約を締結するとき、乙は甲に対し1ヶ月分の賃料および共益費等相当額を支払うほか、本契約上の一切の義務を履行しなければならない。

6 乙は、本契約の賃貸借期間の終了もしくは前条による解約になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に明け渡すものとする。

7 乙は甲に對して立退料、移転料、損害賠償その他何等の金銭をもつてするを問はず、本契約に基づく以外の一切の請求をしないものとし、甲の承諾無条件にかかわらざるものとする。

8 前項の明け渡し後、本物件もしくは本物件敷地内に乙が設置したものがあるときは、乙がその所有権を放棄したものとみなし甲はこれを即時、任意に処分できるものとする。

9 甲は本契約終了後、乙が本物件の明け渡しを行わずしかも乙が不在であつて、何等の連絡の方法もないときには、本物件敷地内の第三者の立会をもつて、本物件もしくは本物件敷地内の乙の系群を他所に移転保管することができるとする。本明け渡しに要した費用(原料費用、弁済士費用、運送料、保管料等)は、すべて乙の負担とする。

10 乙が明け渡しを遅延したときは、本契約の終了日または指図日の翌日から甲が明け渡しを完了するまでの日額賃料相当額の借料の使用保管金および諸料金相当額を甲に支払うものとする。

11 甲または甲に特に指定された等は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理に特に必要があるときは、あらかじめ乙に通知の上(火災、盗難等緊急の場合は除く)本物件内に立入これを点検し運賃の指留をとることができるものとする。

12 甲または甲に指定された等は、乙による契約違反後、次の事項を甲に本物件を示すため、あらかじめ乙に通知の上、本物件内に立入ることができるものとする。

一 指留(運賃保証人)

二 指留保証人は、乙が本物件の上甲に對して負担する一切の債務につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。

三 指留保証人は、乙が本物件の更新がなされる場合、その契約の更新および更新後の契約について乙と連帯して履行の責を負うものとする。契約の更新等に作成される書面に連帯保証人の署名、捺印が無い場合であっても、乙が甲に對して負担する一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負うものとする。

四 指留保証人が死亡、所在不明、無能力等の事由により保証の責を果し得ないと思つたときは、乙に對して連帯保証人の追加または変更を求め、この場合、乙は直ちに、甲の請求する資格を有する連帯保証人をたてるものとする。

五 乙は、連帯保証人に変更がある場合、甲に通知し、承諾を得なければならぬ。

13 本契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、甲の居住地の管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

14 甲および乙は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について異議が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、協議をもって協議し、解決するものとする。

特約条項

① 乙は、借家人賠償責任保険(火災保険)を必ず、付保するものとする。

② 礼金25万円は退去時に返還しないものとする。

③ 本物件は専務所としての利用であるため、それ以外に用途を変更する場合は甲の承諾を必要とします。

④ 本契約書第13条1項、2項の原状回復に就いては、甲・乙立会協議の上、甲の承認あれば箇所残置もあることとする。

⑤ 本契約書第4条の賃料、水道代は、下記郵便局へ振込支払をなすものとする。水道代金月額参千円は利用状況によって甲・乙協議の上、価格改定を行う場合がある。振込にかかると手数料は乙の負担とする。

⑥ ポスター、旗等の広告物は室内に限り、窓に貼ること、室外に掲示することは禁止とします。

⑦ 本物件敷地内に自動車や駐車をすることは禁止です。自転車の置き場については、甲の家族の自動車の出入りに邪魔にならない箇所に置くようにする。

⑧ 看板の設置の際は、甲・乙 協議の上、設置することとする。

⑨ 本物件の西側に自動販売機が置いてありますが、甲によって管理、維持するものとする。

⑩ 振込先

郵便局

以上

《報酬額表》

○昭和四十五年建設省告示第五百五十二号
 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十七条第一項（現行第四十六条第一項）の規定により、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に關して受けることのできる報酬の額を次のとおり定める。

第一 売買又は交換の媒介に關する報酬の額
 宅地建物取引業者が宅地又は建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買又は交換の媒介に關して依頼者から受けることのできる報酬の額は、依頼者の一方につき、それぞれ、当該売買に係る代金の額（当該売買に係る保証資産の積立等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとする。）又は当該交換に係る宅地若しくは建物の価額（当該交換に係る保証資産の積立等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとする。）とし、当該交換に係る宅地又は建物の価額に益があるときは、これらの価額のうちいずれか多いもの額とする。）を次の表の上欄に掲げる金額に区別してそれぞれこれらの金額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。

二百万円以下の金額	百分の五
二百万円を超え四百万円以下の金額	百分の四
四百万円を超える金額	百分の三

第二 売買又は交換の代理に關する報酬の額
 宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の代理に關して依頼者から受けることのできる報酬の額は、第一の計算方法により算出した金額の二倍以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受けようとする場合は、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が第一の計算方法により算出した金額の二倍を超えてはならない。

第三 貸借の媒介に關する報酬の額
 宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃借の媒介に關して依頼者の双方から受けることのできる報酬の額の合計額は、当該宅地又は建物の賃借（当該賃借に係る保証資産の積立等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとし、当該媒介が使用賃借に係るものである場合においては、当該宅地又は建物の通常の賃借をいふ。以下同じ。）の一月分分に相当する金額以内とする。この場合において、居住の用に供する建物の賃借の媒介に關して依頼者の一方から受けることのできる報酬の額は、当該媒介の依頼を受けるに当たって当該依頼者の承諾を得ている場合を除き、借賃の一月分分の二分之一に相当する金額以内とする。

第四 賃借の代理に關する報酬の額
 宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃借の代理に關して依頼者から受けることのできる報酬の額は、当該宅地又は建物の借賃の一月分分に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該賃借の相手方から報酬を受けようとする場合は、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が借賃の一月分分に相当する金額を超えてはならない。

第五 権利金の換受がある場合の特例
 宅地又は建物（居住の用に供する建物を除く。）の賃貸借で権利金（権利金その他のいかなる名義をもつてするもの）が関係せず、権利金の対価として支払われた金額であつて返還されたいもの（以下「換受金」という。）の換受があるもの代理又は媒介に關して依頼者から受ける報酬の額については、第三又は第四の規定にかかわらず、当該権利金の額（当該賃借に係る保証資産の積立等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとする。）を売主に係る代金の額とみなして、第一又は第二の規定によることのできる。

第六 第一から第五までの規定によらない報酬の受領の禁止
 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に關し、第一から第五までの規定によるほか、報酬を受けることができない。ただし、依頼者の依頼によつて行方々の料金の相当する額及び当該代理又は媒介に係る消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額については、この限りでない。

附 則（建設省告示第三十七号）
 この告示は、平成九年四月一日から施行する。

特別事項
 別紙特約条項参照。
 水道は開栓の
 必要はありません。
 関西電力 36-1201
 西井プロパティ 61-2424

- その他の特約条項
1. 家賃は毎月日迄に翌月分を貸主前座の支払方法にて、持参、自動引き落とし、銀行振込及び振込料等借主負担にて支払うこと。
 1. 貸主の指定がある場合、貸主指定の住宅総合保険に、入居期間中は加入のこと。
 1. 貸主の指定がある場合、自治会に加入のこと。
 1. 借主が法人の場合、入居者若くは代理人とし、入居者は借主の従業員とその家族に限る。

契約解除に關する事項

1. 入居申込書に虚偽の事項の記載や、不正な手段により本物件を賃借したとき、契約締結後に於てもお断りする場合があります。
1. 本契約上の手付は契約手付として、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは借主若しくはその手付を放棄して貸主は、その借額を償還して契約の解除をすることが出来る。
1. 借主が下記指定期日までに契約の履行がなされない時は、前項による解除権を行使したものとみなし催告を要せずして契約を解除される。
1. 本物件の内外に於て、動輪（ペット等）の飼育をした場合は即時契約を解除できるとする。
1. 貸料共益費等の支払を2か月分以上遅延して滞納した場合は催告なしで契約の解除をすることが出来る。
1. 借主又は入居者（同居者を含む）が暴力団ないし過激派関係者と判明した時は即時契約を解除できる。
1. 本契約を解約する場合、カ月前に解約通知手書を甲に對し書面をもってしなければならぬ。

手付日	決済日	引渡日	日割家賃
平成9年8月31日	平成9年9月1日	平成9年9月1日	8,000円

上記の通り重要事項の説明をうけ、重要事項説明書を受領しました。

平成17年8月31日
 住所 奈良市西村町276-11 西村 202号
 氏名 山村 幸徳

主担当者	副担当者

2020年度雇用状況報告書 (その1)

会派・議員名 山村 幸徳

① 雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted]																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																													
③ 雇用期間	2020年4月1日～2021年3月31日																													
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																													
⑤ 給料 (賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																													
⑥ 按分率の 考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する (その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月 (17日)</td> <td>56.0</td> <td>88.0</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>5月 (17日)</td> <td>61.0</td> <td>86.5</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>6月 (21日)</td> <td>82.5</td> <td>112.5</td> <td>30.0</td> </tr> <tr> <td>7月 (21日)</td> <td>76.0</td> <td>111.0</td> <td>35.0</td> </tr> <tr> <td>8月 (19日)</td> <td>62.0</td> <td>80.0</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>9月 (19日)</td> <td>72.0</td> <td>94.0</td> <td>22.0</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 職務内容による場合 () → 按分率 /		月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)	4月 (17日)	56.0	88.0	32.0	5月 (17日)	61.0	86.5	25.5	6月 (21日)	82.5	112.5	30.0	7月 (21日)	76.0	111.0	35.0	8月 (19日)	62.0	80.0	18.0	9月 (19日)	72.0	94.0	22.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)																											
4月 (17日)	56.0	88.0	32.0																											
5月 (17日)	61.0	86.5	25.5																											
6月 (21日)	82.5	112.5	30.0																											
7月 (21日)	76.0	111.0	35.0																											
8月 (19日)	62.0	80.0	18.0																											
9月 (19日)	72.0	94.0	22.0																											
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 																													
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																													
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員 (現在4人) で分担する (1/4)																													

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

2020年度雇用状況報告書 (その2)

会派・議員名 山村 幸穂

① 用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted]																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																													
③ 雇用期間	2020年4月1日～2021年3月31日																													
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																													
⑤ 給料 (賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																													
⑥ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する (その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月 (18日)</td> <td>69.0時間</td> <td>94.5時間</td> <td>25.5時間</td> </tr> <tr> <td>11月 (18日)</td> <td>64.5</td> <td>93.0</td> <td>28.5</td> </tr> <tr> <td>12月 (18日)</td> <td>67.0</td> <td>90.0</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>1月 (18日)</td> <td>60.5</td> <td>108.0</td> <td>45.5</td> </tr> <tr> <td>2月 (17日)</td> <td>69.0</td> <td>91.5</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>3月 (21日)</td> <td>81.5</td> <td>118.5</td> <td>37.0</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 職務内容による場合 () → 按分率 /		月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)	10月 (18日)	69.0時間	94.5時間	25.5時間	11月 (18日)	64.5	93.0	28.5	12月 (18日)	67.0	90.0	23.0	1月 (18日)	60.5	108.0	45.5	2月 (17日)	69.0	91.5	22.5	3月 (21日)	81.5	118.5	37.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)																											
10月 (18日)	69.0時間	94.5時間	25.5時間																											
11月 (18日)	64.5	93.0	28.5																											
12月 (18日)	67.0	90.0	23.0																											
1月 (18日)	60.5	108.0	45.5																											
2月 (17日)	69.0	91.5	22.5																											
3月 (21日)	81.5	118.5	37.0																											
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類																													
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																													
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員 (現在4人) で分担する (1/4) 。																													

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

事務局職員の出向に関する覚書



日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第一条 甲は出向者を乙において乙の指揮のもと、出向者の技能及び知識を持って乙の政務調査活動に従事させることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

（出向者）

第二条 出向者は次の者1名とする。

出向者 氏名 
住所 

（出向期間）

第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2020（令和2）年4月1日から2021（令和3）年3月31日までとする。

（出向先事業所名及び所在地）

第四条 出向先事業所及び所在地は次のとおりとする。

事業所名 日本共産党奈良県会議員団
所在地 奈良市登大路町30奈良県庁内（議会棟 日本共産党議員控室）

（身分）

第五条 甲は、出向者を在籍させたまま、乙の勤務員として出向させる。

（勤務等）

第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

（年次有給休暇）

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

（賃金及び賞与）

第八条 出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び諸手当相当分を負担するものとする。

ただし乙が負担する額は、出向者が県会議員団の事務局員として従事する政務活動の活動と政党活動等の活動とを厳格に区別し、出向者が従事した政務調査活動に係る実費について負担するものとする。

2 乙が負担する額は、出向者の従事した政務活動に係る実費額を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

（社会保険の附保等）

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において継続加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。

2 出向者の労働者災害保障保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する

（出向期間中の費用）

第十条 出張旅費等乙の業務命令にともなって発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。

2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

(福利厚生)

第十一条 出向者の福利厚生については、甲の規定を適用する。

(復帰)

第十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

- (1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は退職の事由に該当するとき。
- (2) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (3) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (4) 出向者の受け入れ目的が達成又は消滅したと認められるとき。

(連絡調整)

第十三条 甲及び乙は、出向者の次の事項に関し、相互に連絡調整を図るものとする。

- (1) 甲から乙への連絡調整事項
 - イ 出向者の履歴に関する事項
 - ロ その他乙から求められた事項
- (2) 乙から甲への連絡事項
 - イ 出向者の乙における業務内容
 - ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇
 - ハ 出向者の勤務状況
 - ニ その他甲から求められた事項

(疑義の解決)

第十四条 この覚書に関して疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第十五条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

(変更及び解除)

第十六条 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

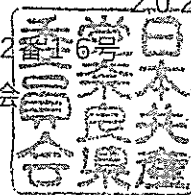
この覚書を確認するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2020 (令和2) 年4月1日

所在地 奈良市四条大路2丁目2番

甲 事業所名 日本共産党奈良県委員会

代表者 委員長 細野 歩



所在地 奈良市登大路町30番地奈良県議会内

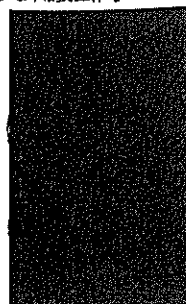
乙 事業所名 日本共産党奈良県議会議員団

県議会議員 山村 幸穂

県議会議員 今井 光子

県議会議員 小林 照代

県議会議員 太田 敦



政務活動補助業務賃金台帳(2020年度)

【議員名 日本共産党奈良県会議員団】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	月												合計	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		賞与1
労働日数					17	17	21	21	19	19	18	18	18	18	17	21		
労働時間数					56.0	61.0	82.5	76.0	62.0	72.0	69.0	64.5	67.0	60.5	69.0	81.5		
時間外労働					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
休日労働					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
深夜労働					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
基本給					100,800	109,800	148,500	136,800	111,600	129,600	124,200	116,100	120,600	108,900	124,200	146,700		
時間外手当					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
通勤手当(課税)					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
通勤手当(非課税)					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
課税合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
非課税合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
給付額					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健康保険料					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
介護保険料					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
厚生年金保険料					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
雇用保険保険料					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
社会保険料合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
課税対象額					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
所得税					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
市町村民税					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
控除額合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
差引支給額					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
領収印																		

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。